

令和5年第2回(定例)
須恵町議会会議録

令和5年6月9日

令和5年6月12日

令和5年6月15日

議会事務局

目 次

第 1 号 (6 月 9 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
教育行政報告	8
議 会 報 告	11
議案第 29 号	14
議案第 30 号	15
議案第 31 号	16
議案第 32 号	17
議案第 33 号	18
議案第 34 号	19
議案第 35 号	20
議案第 36 号	21
議案第 37 号	21
議案第 38 号	21
議案第 39 号	21
議案第 40 号	21
議案第 41 号	21
議案第 42 号	21
議案第 43 号	21
議案第 44 号	21
議案第 45 号	21
報告第 2 号	25
議長の常任委員会委員の辞任について	25
散 会	26

第 2 号 (6 月 12 日)

議 事 日 程	27
本日の会議に付した事件	27
出 席 議 員	27
欠 席 議 員	27
議会事務局職員出席者	27
説明のため出席した者	27
開 議 宣 言	29
5 番 議員 男澤 一夫	29
6 番 議員 稲永 辰己	32
11 番 議員 今村 桂子	38
3 番 議員 白水 春夫	47
9 番 議員 三角 栄重	52
散 会	64

第 3 号 (6 月 15 日)

議 事 日 程	65
本日の会議に付した事件	65
出 席 議 員	66
欠 席 議 員	66
議会事務局職員出席者	66
説明のため出席した者	66
開 議 宣 言	67
議案第 29 号	67
議案第 30 号	68
議案第 31 号	69
議案第 32 号	70
議案第 33 号	73
議案第 35 号	74
議案第 45 号	76
須恵町選挙管理委員会委員の選挙	78
須恵町選挙管理委員会補充員の選挙	79
委員会の閉会中の継続調査について	80
議員の派遣について	80
閉 会	80

議 事 日 程 (第1号)

令和5年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第30号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第31号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第34号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第35号 名誉町民の推戴について
- 日程第13 議案第36号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第37号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第38号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第39号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第40号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第41号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第42号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第43号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第44号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第45号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第45号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議長の常任委員会委員の辞任について
- 日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 29 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 30 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 31 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 32 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第 33 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 11 議案第 34 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 議案第 35 号 名誉町民の推戴について
- 日程第 13 議案第 36 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 14 議案第 37 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 15 議案第 38 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 39 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 議案第 40 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 18 議案第 41 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 議案第 42 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 20 議案第 43 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 21 議案第 44 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 22 議案第 45 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 23 議案第 45 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議長の常任委員会委員の辞任について
- 日程第 11 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	税 務 課 理 事	合 屋 真 由 美
総 務 課 長	諸 石 豊	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
税 務 課 長	中 牟 田 健	福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み
住 民 課 長	百 田 敦	会 計 管 理 者	横 山 剛
健康増進課長	舛 本 直 明	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
ふるさと応援課長	船 井 弘 喜	子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎
社会教育課長	伊 藤 泰 彦	上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝
上下水道課管理課長	権 藤 武 範	総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸 篤	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今回6月の定例会は改選後初めての定例会でございます。新人議員2名の皆様は堂々と、緊張していると思いますけれども、胸を張って1議員でございます。よろしく申し上げます。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており許可したいと思いますが、よろしくお願いいいたします。

ただいまから、令和5年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和5年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

6月2日午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議・検討をいたしました。

今回提出された議案は17件、報告1件。ほかに町長諸報告5件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告3件でございます。また議案とは別に、議長の常任委員会の辞任。須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を予定しております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会3件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会2件で、議案第34号の人事案件については、本日提案理由の説明後採決、議案第36号から議案第44号までの人事案件については、関連議案のため一括議題として、議案第34号と同様に本日提案理由の説明後採決を行います。ほかに陳情が2件提出されておりますが、いずれも議員への配付の取扱いとしております。

会期は本日6月9日から15日までの7日間としております。

本日、当初本会議、終了後、選挙管理委員会委員及び補充員の候補者選考委員会を行い、12日午前9時から一般質問。終了後、全員協議会及び校区活性化推進特別委員会を行います。13日午前9時から工事現場視察後、予算審査特別委員会及び各常任委員会。15日午前10時から最終本会議。終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月15日までの7日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月15日までの7日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番議員、5番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 改めまして、おはようございます。6月定例会を招集いたしましたところ、全議員出席の下、本会議開催できますことを感謝申し上げます。

それでは、5件について町長諸報告をさせていただきます。

これからの町づくりについて

まず初めに、これからの町づくりについて申し上げます。

去る5月11日の臨時議会においても申し上げましたとおり、本年3月議会において、あえて所信表明となるこれからの町づくりについては申し述べておりません。

それは、本年が統一地方選挙の年であり、本町議会が新体制になった6月議会において報告すべきであると判断したからです。

本町を取り巻く少子高齢化、人口減少、これらを起因とする国内総生産の減少、国内消費の減少等々、またコロナウイルスによる3年間を通して、国民の目にさらされた我が国のIT関係の遅れ、そしてウクライナに対するロシアの一方的な侵略戦争による世界各国の自国保護政策などによる物価高騰など、どれをとっても厳しい状況であることは、議員各員も御承知のとおりでございます。

糟屋郡7町の中で、我が町の財政基盤は脆弱であり、令和3年度であります、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は1位が新宮町、2位が粕屋町、3位が久山となっており、須恵町は5番目で、自主財源の割合が低く、余裕がない財政状況であります。

このような環境の中でも、地方自治が担う役割ははっきりとしており、我が町に住む住民の方々、そして昭和39年国鉄炭鉱廃坑以来、我が町で起業し町を物心両面で支えていただいている法人の方々が、安全で安心して暮らせるまちづくりであります。

今まで以上に、高齢者福祉、子ども・子育て支援、障害を持たれた方々への支援、母子保健事業の充実、老朽化が進む公共施設の長寿命化並びに建設、災害対応、道路網の整備、上下水道のさらなる充実、そして、忘れてならないのが社会教育を含む教育の振興等々、実例としては大き

な財政負担を伴うごみ処理施設の建て替え、し尿処理施設の建て替えなどに積極的に取り組んでいかなければなりません。

中期財政計画をシビアに立て、あれもこれもというのではなく、あれかこれかという選択をきちんと行い、町民の方々の負託に応じていく所存でございます。

私が町長に立候補するときに掲げました、町が生き残るためには、新たな自主財源を確保する必要があると申し述べております。

町長就任2年目までにあらゆる準備が整い、これからというときにコロナウイルスが蔓延し、スエノバ事業が思うような活動ができない状況となっております。

町民の方々にお約束した稼ぐ力を進めるために、ふるさと応援寄附金事業に取り組むために縦割りの行政組織にはこだわらず、副町長をトップとしたふるさと応援寄附金事業、カーボンニュートラル事業、企業支援に特化した組織を立ち上げ、この3年間で7億6,000万円の純利益を計上することができました。令和4年度からはふるさと応援課に昇格させ、事業充実を図っており、令和4年度決算において基金の積立総額は、44億7,000万円の過去最高額となる見込みでございます。

ふるさと応援寄附金でいただいたお金は、基金として別枠で積立て、主に教育施設や教育支援関係に主に利用させていただくため、通常予算で使用することなく20億円を目標に積み立ててまいります。

須恵町の今を大切に考え、そして須恵町の未来を明るくするために精力的に頑張っており、議員各位の御理解、御支援、御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

中期財政計画の策定について

次に、中期財政計画の策定についてでございます。

中期財政計画は、一般会計における今後の中期的な財政目標を設定することにより、計画的な行財政運営に資することを目的として策定しております。

また、今後の財政見通しを作成するだけでなく、国における制度改正や経済情勢の変動等にも対応させるため、財政運営の健全性確保に努めるため、原則、年度ごとに中期財政計画を見直し修正を行ってまいります。

計画期間は、総合計画で掲げている施策の実効性を高めるため、第7次総合計画期間である令和5年度から令和8年度までの4年間と、次の第8次総合計画期間である令和9年度から令和12年度の4年間の計8年間で策定し、総合計画と中期財政計画の計画期間を一致させています。

計画の内容につきましては、全員協議会で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

名誉町民の推戴について

次に、名誉町民の推戴についてでございます。

今回議案で上げさせていただいておりますが、中嶋裕史氏は、昭和43年須恵町に奉職して以来、健康課課長、教育委員会社会教育課課長、同学校教育課長を歴任し、また平成13年、須恵町教育委員会委員に推され、教育長として町政の枢機に参画されました。

さらに、平成14年初当選を果たし町長に就任して以来、平成30年4月まで4期16年の長きにわたり、町長として行政手腕を遺憾なく発揮され、町財政の基盤強化をはじめ、平成の大合併が進む中で、糟屋地区6町との合併に向けての協議など、難題に積極的に取り組むとともに、教育行政に情熱と力を注ぎ、住民福祉の向上と町政の発展に尽力した功績は多大であり、須恵町のみならず地方自治の発展に大きく貢献されております。

中嶋裕史氏は、須恵町表彰条例の第3条に規定する名誉町民となるにふさわしい方でございますので、今回名誉町民の推戴において提案させていただいております。御審議方よろしく願いたします。

性的マイノリティーに配慮した取組について

次に、性的マイノリティーに配慮した取組についてでございます。昨今多様な性の在り方を理解し、平等な社会参画を目指す動きが高まっており、その一環としてLGBTをはじめとする性的マイノリティーに配慮した施策に取り組む自治体が増えてきております。

性的マイノリティーへの理解を深めることはSDGsが目標とする、誰も置き去りにしない社会を達成するためにも必要不可欠であると考えております。

福祉や医療を受けられなかったり、スポーツの参加を制限されたりなど、これらの方々が不利益を被らないような過ごしやすい社会をつくるためには、ジェンダー平等に対する理解を深め、性の多様性を受け入れることも必要であると考えております。

このようなことを踏まえ、性的マイノリティーが受けられる行政サービスなど、須恵町がどのような施策を実施できるのか、近隣市町等の動向を見ながら、今年度1年間をかけ検討し、必要な取組を今後行ってまいりたいと考えております。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種について

最後に令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

ワクチン接種は重症化リスクが高い方などが受けられる春開始接種と、対象年齢全ての方が受けられる秋開始接種で実施されます。

春開始接種は、初回接種1回、2回の接種が完了し、前回接種から3か月以上経過した、65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方に接種を行うとともに、重症化リスクが高い多くの方に対してサービスを提供する医療従事者や高齢者施設等の従事者も対象とし、5月8日から8月まで、オミクロン株対応ワクチンを使用し接種いたします。

須恵町では8,000人を対象に各医療機関において接種を行っており、現在、約2,400人の接種が完了し、接種率は約30%となっております。

また、秋開始接種は、初回接種完了した5歳以上の全ての方を対象に9月から開始され、本町では約2万1,000人を対象と想定し、準備に取りかかっているところでございます。

このワクチン接種は、特例接種の期間が令和6年3月末までに延長され、今年度も引き続き自己負担なしで接種することができます。

ワクチン接種に必要な費用は国が負担する方針の下、当初予算が不足する項目については、本議会において、補正予算を計上させていただいておりますので、御審議方よろしくお願いたします。

今後も国の方針に従い、医療機関と協力しながら、ワクチン接種を希望する方への接種機会を提供し、町民が安全で安心して暮らせるように、この事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 議員の皆様、おはようございます。教育長の猪股です。どうぞよろしくお願いたします。

教育行政報告を申し上げる前に、さきの選挙で当選し、新しく議員になられた2名の皆様、さらに松山議長をはじめ再選されました11名の皆様には心よりお慶び申し上げます。

教育行政につきましては、須恵町町民憲章にうたわれております、ひとづくりを町政の基本理念に掲げておられます、平松町長をはじめ、議員各位の深い御理解と御支援、さらに町民の皆様の御協力により、厳しいコロナ禍の中でありましたが、所期の目的を達成しつつ執行できておりますことに深く感謝申し上げ、令和5年度の須恵町教育行政報告をさせていただきます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症への対応が法律上の5類に変更されたことに伴い、学校の教育活動もコロナ前の様子を取り戻しつつあります。5月に実施されました小中学校の体育会・運動会において、久しぶりに子どもたちが思いっきり体を動かす様子、また、子どもたちの大きな歓声が運動場に響き渡っている様子を御参観いただけたのではないかと思います。

しかしながら、マスク越しによるコミュニケーションも含め、コロナ禍における3年間の様々な場面での教育活動の制限による影響は、今後の検証を待たなければなりません、決して小さ

いものではなかったと考えております。

実際に、昨年度だけで、新型コロナウイルスに感染した児童生徒は、本町で小学校733名、中学校252名、幼稚園21名、合計1,006名でした。学級閉鎖は小学校で延べ20学級、中学校延べ25学級で行われました。

社会教育事業に関しても、そのほとんどが中止ないしは縮小を余儀なくされました。

こうした中で、子どもたちの学びを止めてはならないと、タブレット端末を全員に配布され、ICT環境が整備されたことは、これからの学習の在り方を大きく見直していく機会となりました。

こういった現状を踏まえ、第三期須恵町教育振興基本計画を作成いたしました。第二期の教育振興基本計画が平成31年度から令和4年度までの4年間でしたので、これまでの4年間の取組の総括を行い、本年度から令和8年度までの向こう4年間の新たな教育振興基本計画です。これにつきましては、第7次須恵町総合計画との関連を図り、5つの基本方針を設定して取り組んでまいります。

では、資料の第三期須恵町教育振興基本計画を御覧ください。8ページの基本方針1「0歳から15歳までをつなぐ一貫した教育を充実させる」から16ページの基本方針5「子どもと家庭を支える環境を作る」まで、それぞれの方針を実現するために、下位項目として政策目標を位置づけ、これまでの実績を示した上で、それに基づく成果指標を設定しております。成果指標につきましては、令和8年度までに達成したい目標をできるだけ数値化し、見える化したものとして示しておりますので、後ほどゆっくり御覧ください。

本日は第三期須恵町教育振興基本計画に基づき策定した、令和5年度須恵町教育委員会施策について簡潔に御説明いたします。もう一点準備しております、令和5年度須恵町教育委員会施策を御覧ください。

これまで、須恵町教育委員会は「有能な駒から、賢明な指し手」の育成をキーワードに掲げ、施策を推進してまいりました。その成果として「賢明な指し手」が育ちつつありますので、今年度は「学校の主体性を育成する教育委員会」から「学校の主体性を支える教育委員会」へと、さらなる充実を図ることを大きな目標にしております。つまり学校・園・社会教育事業の参加者が主体となり、教育委員会としてどのようにそれを支援するかということを明確にした教育施策を策定いたしました。

それでは、お手元の令和5年度須恵町教育委員会施策に沿って、主なものを御説明いたします。1ページを御覧ください。

本年度は学校教育課が5点、社会教育課2点、子育て支援課2点、それぞれ教育振興基本計画に基づいた重点目標を設定しております。

1点目は学校教育課関係です。

特別支援教育につきましては、現在、小学校は全94学級中34学級、中学校は全42学級中16学級が特別支援学級です。中学校3学年には23名が特別支援学級に在籍しておりますが、そのほとんどが高等学校への進学を希望しております。長いスパンで見たときに、一人一人の子どもたちにとって、最もふさわしい学びの場は特別支援学級なのか、それとも通常学級なのか、見極める力を指導者側が持つておくことについては当然のことですが、インクルーシブ教育の視点に立ち、さらにその力を磨いていく必要に迫られているのも事実です。そのために、本年度から特別支援教育に特化した指導主事を、週に1日ですが、配置し、具体的な指導方法について現場の先生方の指導力向上に力を入れてまいります。

次に、本年度から論語教育を中学校1年生まで広げて推進してまいります。2年後には、幼稚園から中学校まで全ての学年で心を大切に育てる「論語教育」を、須恵町の教育の1つの目玉として定着させてまいります。

また、児童生徒各家庭でのWi-Fi環境の整備を図り、タブレットの家庭への持ち帰りを日常化し、家庭学習の充実を図ってまいります。

2点目は社会教育課関係です。

新型コロナウイルス感染症の対応が5類になったことを受け、様々な社会教育活動が令和元年度以前の形に戻りつつあります。この3年間、行事を中止せざるを得なかった各団体におきましては、持続可能な行事にすべく、運営面の見直しや行事そのものの検証もなされてきております。そういう意味では、本年度は社会教育活動の再生元年の年だとも言えます。

そこで、まず、各社会教育関係事業の成果の指標を、コロナ前の9割水準まで戻すことを目標に取り組んでまいります。また、部活動の地域移行につきましては、全国規模で見ますと、過去10年間で閉校した小中学校が全体の1割に当たる3,011校、減少した児童生徒が同じく約1割に当たる94万5,000人と、急激な少子化傾向の中で、部活動自体が運営できない学校も数多く出てきている状況から考えますと、地域移行は喫緊の課題であります。

本町でも、昨年度から検討委員会を立ち上げ、見直しを始めたところです。関係児童生徒や保護者、指導者へのアンケートも実施し、5年先、10年先を見通した部活動の在り方を模索してまいります。本年度につきましては、地域移行までのロードマップを作成するとともに、令和6年度から一部実施の見通しが立てられるよう取り組んでまいります。

3点目は子育て支援課関係です。

来年10月開園予定の須恵みなみ幼稚園につきましては、ハード面の準備はおかげさまで予定どおり進んでおります。今年度はソフト面の準備として、開園に向けた職員の確保に努めてまいります。また、文部科学省が推進しております、5歳児と小学校1年生の2年間に焦点を当てた

幼保小架け橋プログラムの推進を図るべく、両者の窓口を明確にし、情報交換を密にして風通しのよい関係をつくるというフェーズ1（第1段階）をクリアし、カリキュラムを相互に検討するといったフェーズ2（第2段階）への見通しを持てるよう情報提供等に力を入れてまいります。

園、小中学校の学校経営の詳細につきましては、御案内のとおり、来週6月14日午前9時からアザレアホールにて、学校経営説明会を実施いたしますので、議員各位におかれましては、ぜひとも御参観いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度須恵町教育委員会の権限に属するチームの管理及び執行の状況の点検及び報告書につきましては、別途提出しておりますので、後ほど御覧ください。

先日、全国の町村教育長会でお話しされた方が、こんなことをおっしゃっていました。「追いつけ追い越せの時代は終わりました。これからはもっと先の未来を見る力を持った総合的な人材育成が重要である。ここでいう総合的な人材とは、確かな人間観・倫理観・社会観を土台とした知識を駆使できる人材である」。まさに、須恵町がこれまで大切にしてきた「心の教育」に太鼓判を押していただいたような気がしました。今後も「感動・感謝・共感する心の教育」を教育行政の柱に据え、取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、須恵町教育行政に対する一層の御理解と御支援を重ねてお願いいたします。教育委員会の行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

令和5年3月28日・29日に第1回臨時会、第2回臨時会、令和5年5月22日に第3回臨時会が、クリーンパークわかすぎにおいて開催されました。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

初めに、第2回臨時会について御報告いたします。

日程第3、議案第6号工事請負契約の締結については、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本会議の議決を求めるもので、工事名、次期ごみ処理施設建設に伴う造成及び整備工事、契約方法、一般競争入札、請負額、13億6,895万円、請負者、竹中・松本・城戸特定建設工事共同企業体、代表者、福岡

市中央区天神4丁目2番20号、株式会社竹中土木九州支店支店長小西真臣、契約保証の方法、契約保証金1億3,689万5,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から令和6年7月31日までで、全員賛成で可決しました。

次に、令和5年第3回臨時会について報告します。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出については、須恵町、田ノ上真議員が選出されました。

日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出については、篠栗町の村瀬敬太郎議員が選出されました。

日程第6、議案第7号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については、粕屋町の末若憲治議員が選任され、全員賛成で同意しました。

詳細につきましては、議員控室においてありますので、御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会の報告をいたします。

令和5年5月30日に第2回臨時会が古賀市役所会議室において開催されました。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第2、北筑昇華苑組合議会議長の互選については、古賀市の市議会議員の任期満了に伴い、議長が令和5年5月13日付で欠員となっていることから、北筑昇華苑組合規約の規定により、北筑昇華苑組合議会議長を互選するもので、古賀市議会議員の渡孝二氏が当選されました。

日程第6、第16号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が、令和5年5月22日をもって満了したことに伴い、地方自治法の規定により組合議会の同意を求めるもので、清水郁夫氏が選任され、全員賛成で同意いたしました。

詳細につきましては、議員控室においてありますので、御参照ください。

以上で、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） おはようございます。令和5年5月30日火曜日に行われました、令和5年第2回5月粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。

消防組合議会臨時会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、須恵町の松山力弥議員が選出されました。

日程第3、副議長の選挙は、粕屋町の小池弘基議員が選出されました。

日程第8、議案第10号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、監査委員の丸山真

知子氏が、令和5年5月29日で任期満了となるため、後任の選任について、地方自治法並びに組合規約の規定により、議会の同意を得るもので、久山町の只松秀喜議員が選任され、全員賛成で同意しました。

日程第9、議案第11号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火災設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例が改正されたことから、本条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第12号財産の取得については、粕屋南部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるもので、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、令和5年度事業として、高規格救急自動車の整備を図るものです。

1. 契約の目的、高規格救急自動車購入、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約金額、3,404万5,000円、4. 契約の相手方、福岡市中央区4丁目8番28号、福岡トヨタ自動車株式会社代表取締役金子直幹としており、全員賛成で可決しました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年第1回（2月）粕屋南部消防組合定例会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります、質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第36号から議案第44号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第34号及び議案第36号から議案第44号までは、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第6. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。それでは、議案書は1ページをお願いします。

議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてでございます。

令和4年度予算につきましては、先の3月議会の補正予算（第6号）を提出し、議決を頂いているところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億5,583万円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。

まず、歳入から説明をいたします。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額に合わせましてそれぞれ増額及び減額補正をしております。16款財産収入は、不動産売払収入1,087万1,000の増額補正です。17款寄附金、篤志寄附金で20万円の増額補正、18款繰入金は、財政調整基金繰入金2,400万円の減額補正です。

4ページをお願いします。

歳出です。2款1項総務管理費1億677万2,000円の増額補正は、基金管理事務の増額補正。3款1項社会福祉費968万円の増額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みにより繰出金の増額補正でございます。8款5項下水道費600万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計決算見込みにより繰出金の減額です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第29号を、議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。
委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

日程第7. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第4号）を提出いたしまして、議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,164万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,680万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものを申し上げます。保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定額等決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税の決算見込みから2,862万円の減額補正を行っております。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億3,584万8,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、国民健康保険税及び県支出金等の補正と、次に説明いたします、歳入歳出予算の補正によりまして、968万円の増額補正となっております。このうち一般会計繰入金は1,500万円を増額しております。

次に3ページ、歳出でございます。各費目とも決算見込みにより減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費から 6 項傷病手当金までを、それぞれの決算見込みによる、不用額 1 億 4,709 万 3,000 円の減額補正を行っています。

6 款保険事業費につきましても、不用額 279 万 1,000 円の減額補正を行っております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 30 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 31 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 31 号令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） おはようございます。議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 31 号令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてでございます。

令和 4 年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3 月議会に補正予算（第 2 号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 4 年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 400 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3 億 6 千 9 万 9,000 円とするものです。第 2 項で款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしております。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。1 款 1 項負担金、補正額 200 万円の増額は、決算見込みによるもの。5 款 1 項他会計繰入金補正額 600 万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整に

よるものです。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。2 款 1 項下水道事業費、補正額 4 0 0 万円の減額は、補償補填及び賠償金及び需用費の執行残によるものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 3 1 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 1 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 9. 議案第 3 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 3 2 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田税務課長。

○税務課長（中牟田 健） おはようございます。初めて登壇させていただきます。税務課の中牟田健です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。提案理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものでございます。今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について説明いたします。住民税関連では、森林環境税の導入に伴う改正でございます。森林環境税は国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止・災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして創設されております。この森林環境税の導入に伴い、納税通知書の表記や賦課徴収及び充当規定の整備を行っております。

また、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項簡略化、肉用牛の売却所得に係る課税特例措置として、適用期限の延長や優良宅地などの譲渡所得に係る特例措置として、適用期限の延長による改正でございます。

固定資産税関連では、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、当該大規模修理工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額する改正でございます。

軽自動車税関連では、環境性能のよい車両の普及を後押しする観点から、グリーン化特例期間の適用期限の延長や特定小型原付電動キックボードの車両区分の規格の改正でございます。

そのほかでは、納付書に印字される地方統一eL番号、eL-QRを利用して、地方税お支払いサイトからの納付やスマートフォン決済アプリを使用しての納付が可能になります。また、eL-QRに対応している金融機関であれば、全国の金融機関の窓口にて納付が可能となる納税環境の整備の改正でございます。

附則です。第1条で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、第1号から第3号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。次の第2条から第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

以上報告いたしまして、承認を求めるものでございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いいたします。

第3条課税額、第3項の改正です。国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介

護保険分の3区分で構成されており、それぞれに課税の上限額が設けられております。このうち、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、20万円から22万円に改正するとしております。これによりまして、国民健康保険税の課税限度額が102万円から104万円に、2万円引き上げられることとなります。第25条、国民健康保険税の減額におきましても、同様の改正を行っております。

それから、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げです。第2号、4ページをお願いいたします。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に引き上げるとしており、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げるとしております。軽減対象となる所得基準が引き上げられることによって、軽減対象の範囲が広がることとなります。

2ページにお戻りください。附則です。第1項で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

日程第11. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第423条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町旅石886番地8、氏名、稲永幸子、生年月日、昭和26年12月19日、任期、令和5年7月1日から令和8年6月30日まででございます。

提案理由は、審査評価委員稲永幸子氏が令和5年6月30日をもって任期満了のため、その後任として継続でお願いするものでございます。よろしく審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。議案第34号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

日程第12. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第35号名誉町民の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第35号名誉町民の推戴についてでございます。名誉町民に下記のものを推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

住所、須恵町大字植木1874番地3、氏名、中嶋裕史、生年月日、昭和23年5月9日。

提案理由は町長諸報告の中で申し上げました内容でございますが、町の行政、教育と文化の融合、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、かつ深く町民の尊敬を受ける者として、須恵町表彰条例第3条の規定に該当するため、名誉町民の推戴について提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第36号

日程第14. 議案第37号

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

日程第17. 議案第40号

日程第18. 議案第41号

日程第19. 議案第42号

日程第20. 議案第43号

日程第21. 議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第36号から日程第21、議案第44号までの須恵町農業委員会委員の任命について、9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、議案第36号から議案第44号須恵町農業委員会委員の任命についてでございます。

須恵町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により本議会の同意を求めます。

まず、議案第36号、住所、須恵町大字新原394番地の3、氏名、松崎吉成、生年月日、昭和24年10月4日。

次に、議案第37号、住所、須恵町大字旅石805番地、氏名、三角弘、生年月日、昭和28年1月9日。

議案第38号、住所、須恵町大字須恵664番地の1、氏名、藤石豊、生年月日、昭和25年10月8日。

議案第39号、住所、須恵町大字上須恵612番地の1、氏名、百田俊弘、生年月日、昭和26年8月19日。

議案第40号、住所、須恵町大字佐谷684番地、氏名、合屋勝秀、生年月日、昭和28年6月21日。

議案第41号、住所、須恵町大字植木1729番地、氏名、安河内久人、生年月日、昭和

31年4月18日。

議案第42号、住所、須恵町大字植木319番地、氏名、御手洗眞、生年月日、昭和26年4月1日。

議案第43号、住所、須恵町大字須恵679番地、氏名、今泉ふみ、生年月日、昭和49年9月25日。

議案第44号、住所、須恵町大字植木1775番地、氏名、合屋尚子、生年月日、昭和57年12月7日。

任期はいずれも令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間。提案理由は、令和5年7月19日をもって任期満了のため、その後任者を任命するものでございます。それぞれ2ページ目に経歴書をつけておりますので御参照ください。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。

議案第36号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第37号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第38号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第39号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号須恵町農業委員会委員の任命

については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第40号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第41号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第42号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第42号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第43号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第43号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第44号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の

補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,945万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億6,993万8,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の変更は第2条地方債補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。14款1項国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金4,599万3,000円。14款2項国庫補助金は、個人番号カード交付事務費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金などで3,109万7,000円の増額補正。

15款2項県補助金は、ブロック塀等撤去費補助金及び学校学習指導員等配置事業県補助金で120万円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入で124万8,000円の増額補正です。

17款1項寄附金は、篤志寄附金で110万円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金で681万6,000円の増額補正です。

21款1項町債は、緊急防災・減災事業債で3億4,200万円の増額補正です。

次に3ページ、歳出の主なものでございます。

2款1項総務管理費は、栄典・表彰事務及び基金管理事務で492万9,000円の増額補正。

2款3項戸籍住民基本台帳費は個人番号カード交付事務で196万円。

3款1項社会福祉費は、価格高騰緊急支援給付金事業で159万8,000円。

4款1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で7,545万7,000円。

9款1項消費費は、中部防災センター（仮称）建設事業3億4,199万円を増額補正しております。

10款2項小学校費及び3項中学校費は、主に図書購入費を増額補正しております。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正で1件、緊急防災・減災事業債の限度額の変更がございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第45号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第23. 報告第2号

○議長（松山 力弥） 日程第23、報告第2号令和4年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第2号令和4年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり本議会に報告するものです。

次のページをお願いいたします。

令和4年度当初予算及び補正予算で承認いただいているものでございます。10款4項幼稚園費、第三幼稚園（仮称）改築工事、翌年度繰越額2億8,610万円。財源として国県支出金の学校施設環境改善交付金3,893万7,000円、地方債1億8,530万円、一般財源を6,186万3,000円。

11款1項農林水産業施設災害復旧費、旧柱田ため池災害復旧事業、翌年度繰越額800万円。財源として国県支出金の農地・農業用施設災害復旧費補助金798万4,000円、一般財源1万6,000円、翌年度繰越額の総額2億9,410万円を令和5年度に繰り越すものでございます。

以上報告でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第24. 議長の常任委員会委員の辞任について

○議長（松山 力弥） 日程第24議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。副議長、よろしく申し上げます。

〔議長退場〕

〔副議長議長席へ着席〕

○副議長（田ノ上 真） 会議を続けます。議長から、その職務上の理由によって、常任委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田ノ上 真） 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可す

ることに決定しました。

以上でございます。議長入場ください。戻ります。

〔議長入場〕

〔副議長議席へ着席〕

○議長（松山 力弥） ここで、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお諮りします。

本件は令和5年7月11日をもって任期満了となるため、選挙管理委員長より通知があり、地方自治法第182条の規定により、議会で選挙を行うものであります。

この選挙についてお諮りします。

従来どおり、会期中に選考委員会を開催し、さらに全員協議会に諮って、最終本会議で決定する取扱いを、議会運営委員会にも了承されていることから、この取扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、会期中に選考することとします。

次に、選考委員会の構成であります。これも従来どおり、正副議長、常任委員会正副委員長の計6名による構成を考えておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選考委員会の構成を、正副議長、常任委員会正副委員長の6名とします。

----- . ----- . -----

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、選挙管理委員会委員及び補充員の選考委員会を第1委員会室で行いますので、委員の方は御集合願います。

次の本会議は、6月12日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時32分散会

令和5年 第2回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年6月12日(月曜日)

議 事 日 程 (第2号)

令和5年6月12日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (13名)

1番	平 山 諭	2番	川 原 幸 治
3番	白 水 春 夫	5番	男 澤 一 夫
6番	稲 永 辰 己	7番	川 口 満 浩
8番	百 田 輝 子	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	今 村 桂 子
12番	三 上 政 義	13番	田 ノ 上 真
14番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	税 務 課 理 事	合 屋 真 由 美
総 務 課 長	諸 石 豊	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信

まちづくり課長	吉川 聡 士	地域振興課長	平山 幸 治
税 務 課 長	中 牟 田 健	福 祉 課 長	安河内ひとみ
住 民 課 長	百 田 敦	会 計 管 理 者	横 山 剛
健康増進課長	舛 本 直 明	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
ふるさと応援課長	船 井 弘 喜	子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎
社会教育課長	伊 藤 泰 彦	上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝
上下水道課管理課長	権 藤 武 範	総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸 篤	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

昨日は、コロナが明けた、まだ収束はしていませんけども、体協主催の少年相撲大会が4年ぶりに開催され、非常に活気あふれてたくさんの方の応援の下に行われたわけでございます。また、その中でも町長をはじめ、役場の職員さんは全員総出で大会に御尽力頂きまして感謝申し上げます。

また、本日は須恵町自治功労者の皆様そして須恵町若杉クラブの皆様の傍聴、誠にありがとうございます。最後までお付き合いをよろしく願いいたします。

それと、議会の先輩方がおられますけども、一般質問の前置きの挨拶は長くなったりしますので、一応禁止しておりますので、そのほど御理解申し上げます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申合せにより、質問時間は答弁を含め、1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） おはようございます。それでは、5番議員男澤一夫です。通告に従いまして質問いたします。

人口増加に伴う小中学校の今後はということで、第二小学校区内においては大規模な開発行為に伴う宅地造成が進んでいます。須恵町の人口増加は喜ぶことではあると考えますが、今後各小中学校の生徒数に対して教室は足りるのか心配です。現在どのような状況なのかをお尋ねいたします。

また、人口増加に伴い、生徒数の増加が予想されることから、各小中学校施設の増築等どのように考えているのかをお尋ねします。

1つ、第二小学校区内の大規模開発行為に伴う計画住宅戸数を把握されていますか。

2つ、今後生徒数増加の場合、現在の教室数で対応可能ですか。

3つ、現在の各小学校に予備教室はありますか。

4つ、状況により学校施設の増築等は必要と考えていますか。

以上です。お願いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） おはようございます。

それでは、人口増加に伴う小中学校の今後については御説明いたします。

1、第二小学校区内の大規模開発行為に伴う計画住宅戸数を把握されていますかについてです。現在把握している開発は須恵東中学校下の赤坂農地の開発で、住宅戸数は86件と認識しています。なお、開発は令和5年度で完了すると聞いています。令和6年度から分譲されると思いますが、小中学校の学級数への影響は、令和7年度以降と考えています。

2、今後、生徒数増加の場合、現在の教室数で対応可能ですかについてです。

各学校、普通教室や特別教室などに仕切りを設け、特別支援学級に変更することなどで対応しています。学校ごとに今後の児童生徒数の増加を注視し、施設の改修や増築の検討が必要と考えています。

3、現在の各小中学校に予備教室はありますかについてです。

小中学校それぞれ予備教室はありません。ただし、中学校においては普通教室以外では学習室を二、三か所設けておりますので、そこが予備教室としての機能を備えていると考えています。

4、状況により学校施設の増築等は必要と考えていますかについてです。

質問要旨1のとおり、大規模開発が行われている第二小学校においては対策が必要と考えています。そのため、本年度は6教室分の増築の設計業務委託を予定しています。その増築費用の補助金申請を令和6年度に行い、令和7年度に着工できればと考えておりますので、予算計上した際には改めて御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。

関連してなんですが、平成26年の多分12月議会だと思うんですが、当時の田原重美議員が同じような質問をされています。その中で、「第二小学校では4教室分を新しく増築して、その教室で賄えるのか」ということで質問されていて、当時答弁では、先ほど言われましたけど、「特別教室から普通教室に転用したりして対応できます」というふうに答弁されています。

当時建築された建物が、木造の平屋4教室なんですよ。ちょっとこの件についていろいろ調べていましたら、例えば福岡市とか近隣の自治体だと仮設プレハブ校舎というのを建築されている自治体が多いように見受けられました。その中で、須恵町が4教室の木造を建てた理由というか、どうしてそうなったのかと思うのと、なぜそんなことを言うのかと言いますと、実際仮設プレハブ校舎でしたら総2階建てまたは総3階建ての校舎が建てられていたみたいなんですよ。

それでいきますと、教室数も予備教室に余裕があつて学校運営等もスムーズにいくんじゃないかなと思って。もし、それでしたらある程度児童数増加に対して対応できたんじゃないかと思うので、もし当時教育長でおられました平松町長に、当時のいきさつが聞けたらなと思います。

また、今先ほど課長が申されました6教室を増築予定ということなんです、その6教室の建物の構造というか、どういう形のものができるのかをお伺いできたらと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 当時、何で仮設プレハブ教室じゃなかったのか、もっと利用方法があったかということなんです、もっと以前に第一小学校がものすごいマンモス化して、急場で本当にプレハブでやったことがあるんですよ。そのときに、非常に雨が降ったら授業も声が聞こえないとか、中に熱がこもったりとか。その当時はエアコンもなかったですからね。そういった状況の中で、プレハブというのは考えなかったということですね。

当時、私が教育長時代には全てがRCだったんです。その中で、木造の柔らかい教育環境の中でやったらどうかということをやったということです。

それと、今になったら教室が足りないのに何で先にやっとかないかと。これ財政問題。あくまでも、須恵町というのは私の一番最初の所信表明の中でも申し上げましたように、そんなに財政基盤が豊かな町ではないんですよ。行き当たりばったりではないけども、やはりその場その場で財政部局と打合せしながら、腹いっぱいのことをやらずに最大限のものを確保していくというやり方にやらざるを得ないということですね。そういったことがあったということです。

今度建てる建物については今現在設計に入っております、これについてはもう恒久的なRCで行こうかなということで今命令してやっているところ。

相対的な話としまして、要するに質問事項の4番については今担当部局が説明したとおりなんですけども、須恵町の現在の状況を説明しますと、安倍元総理が在任中に提案・実施されました地方創生並びに人口ビジョンの中で総務省が1,700以上の自治体への今後の2030年までの人口の動向を発表しております。その中で、須恵町は糟屋郡の中で2町ぐらいだったと思えますけども、2030年まで人口は伸びていくということが想定されて、まさにそのとおりで今経緯しております。

今現在、私が行政部局に命令やっているのが、2万人規模、3万人規模でこの町というのは運営をやっていくんだということで今インフラ整備をしております。これは何も私が思い立ったことではなくて、歴代の町長の2代目田原利信町長が1万7,000人ぐらいの人口のときに、「我が町の将来は炭鉱の問題とかいろいろあった、いろんな問題を片づけて3万人の規模の町にするんだ」ということを歴代の町長さんが受け継いで、今現在来ているということです。

その中で、おっしゃるように人口がどんどん増えています。これは、皆さんの努力あるいは町民の方々、そしてインフラ整備が整ったこともあるんでしょうけども、今現在、つい最近ですけども福岡県の不動産関係者による調査において福岡県の中で60市町あります。その中の町とかいろいろあるわけですけども。その中で9位にランクされておる。

だから、須恵町というのは今現在、本当福岡県の中で住みやすい町、糟屋郡の中では須恵町だけです。その表れとして固定資産税も上がっているし、固定資産評価も上がっている。新しく住まれる人たちの感覚としては便利だということで推移していますので、まだ増えていくんだろうなと思います。

ただ、この学校の校舎問題というのは建てればよいという問題ではなくて、建てた後、人口が減ったときにどうするんだという問題があります。ですから、その都度情報が入った段階でどういった動向になっていくのかというのを教育委員会にシビアに調べさせて、その上で増築をやっているという状況でございますので、御心配とは思いますが、場当たりのではないんですが、その場その場の状況に応じて。

今後経済がどうなるか分からない。そうすると、人口流入も減ってくるし、出生率も落ちてくる可能性もありますので、慎重に対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。よく分かりました。

その上で、6教室建てるというのは第二小学校のことだと思うんですけど、実際どこに。グラウンドしかないのかなと思っているんですが、どこに予定かなというのを、もし分かれば教えてください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 一応予定はしている、設計に入っているんですけど、場所がどこだというのは御勘弁ください。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 質問じゃないんですけど、ぎりぎりを縫って学校運営をやっているということはよく分かりました。

財政も厳しいということなので、貴重なお金なんで効率よく使用して、須恵町の方々が喜ぶような施設を建設していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 6番、稲永です。通告書に従い、質問いたします。

警察庁のまとめによると、登下校中の事故で死亡したり重傷を負ったりした小学生の数は、平成28年、令和2年の5年間で908人。登校中が294人、下校中が614人と下校中の事故が特に目立っています。

この数字は、死者・重傷者が出た事故だけの統計です。軽いけがやけががなかった事故、中学生以上の子どもたちが含まれておらず、実際にはより多くの児童生徒が事故の当事者となっているそうです。

須恵町においても、昨年の11月に小学生の女子生徒が下校中の信号機のない横断歩道で車と接触し、けがをされています。未来を担う大切な子どもたちの命を守るための対策は、最優先でなければなりません。

現在、須恵町の各地域においてボランティアで登校時の見守りは行われていると思いますが、通学路における登下校時の見守りの現状などについてお伺いいたします。

1、通学路における登下校時の見守りの現状について、人数や場所、どのような方が携わっているかお伺いします。

2、通学路の見守りをしている中で、現状では実施できていないところを元気な高齢者に補ってもらえるような、例えばシルバー人材センター等に委託するなどの取組はできないものかお伺いします。

3、PTAによる登下校の見守りや通学路の危険箇所の安全点検と安全対策の実施など、区の役員や交通指導員などの関係団体と情報を共有し、安全の確保ができていますか。

以上の3点です。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） それでは、通学路の安全確保はについて、質問要旨に沿って御説明いたします。

1、通学路における登下校時の見守りの状況について、人数や場所、どのような方が携わっているのかお伺いしますについてです。

通学路における安全確保については、多くの地域の皆様に見守っていただいています。各ボランティアの皆様をはじめ、区長会や育成会及びPTAが協力しながら児童生徒の安全確保に努めていただいています。

また、議員は既に御承知のことと思いますが、各小学校区のコミュニティーの学校支援活動の一環として、コミュニティーの発足当時から長年通学路の安全確認及び見守り活動は実施されております。また、個人でもボランティア活動としてできる人が可能な範囲の中で、ながら見守りなどを実施していただいております。

ただし、個人の活動におきましては、皆様それぞれの場所・時間において可能な範囲の中で行っているため、活動人数や場所については把握していないのが現状です。

2、通学路の見守りをしている中で、現状では実施できていないところを元気な高齢者に補ってもらえるような、例えばシルバー人材センターなどに委託するなどの取組はできないかお伺い

しますについてです。

地域の子どもは地域で守ることを目的の一つとしてコミュニティー活動を実施されており、そのコミュニティーを支援する立場から下校時間の見守り活動に対する業務委託については、今後についても検討する予定はございません。

そのため、下校時については、まずは児童生徒に対する安全指導を徹底してまいりたいと考えています。その上で、地域の皆様にも御自身の外出時に下校している児童生徒がいたら見守っていただきたいと思っています。また、不審者等の対策として、子どもたちに子ども110番の家の周知も図ってまいります。

3、PTAによる登下校の見守りや通学路の危険箇所の安全点検と安全対策の実施など、区の役員や交通指導員などの関係団体と情報を共有し、安全の確保ができていますかについてです。

小中学校PTA連絡協議会が毎年開催されており、そこで通学路における危険箇所の改善要望が提出されますので、担当課とともに検討しております。道路などの管理者が町・県で異なるため、難しさはありますが、必要性・緊急性を判断し、対応しており、その結果などを報告し、情報共有をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 2番目の、私が現状では実施できていないところを補える対策というのを何で申し出たかという、現状私が元年からずっと指導員というような感じで子どもたちの見守りを行っているわけですが、なかなか下校時の見守りというのが私自身ができていなかった、ほかの地域の方もその下校の部分について、事故が多いと思われる下校の時間帯にボランティアだけではちょっときついかなという思いがありましたので、こういった形で取組、きっかけでもいいですからできないかなというところで。

例えば、区長会とかで流していただくとか、老人クラブの連合会、シニアクラブの連合会で話していただくとか、そういうところで情報を皆さんに知っていただいて、現状を把握していただいて。結局ボランティアという形になるんでしょうけれども、そういった形で将来を担う子どもたちの安全を守っていただけるような取組をしていただければなということでもちょっと書いたんですけども。

また、PTAの登下校の見守りや通学路の危険箇所の安全点検・安全対策については、改善要望を出していただいて情報共有されてあるということでもございましたけれども、私令和5年から交通指導員ということをして区のほうから承りまして会議に入ったんですけど、その中でこういったことの情報の話はなかったと思うんですね。

ということは、一応指導員になっている方にそういう情報が行き渡っていないのが現状かなと

いう気がしましたので、そういったところをいろんな場面でつかんである情報を皆さんにお知らせしていただくような流れに持っていけないものかなということだと思います。

それで、いろんな団体があると思います。ちょっと資料を探します、すみません。これちょっと学校及び教師が担う業務の明確化・適正化というところで資料を頂いたところで、基本的には学校以外が担うべき業務というところで、「登校時に関する対応それから地域ボランティアとの連絡調整、そういったものについては地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校共同活性推進委員や地域ボランティア等が担うべき」ということで答申が出ているみたいです。

これについては、教員の業務負担が大きいということで、こういったことはちょっと先生にはさせないで地域でやっていきましょうよということだろうと思います。そういった中で、結局は交通安全を見守っていくのは人でないとできないのかなという思いがありますので。

あと、写真をちょっと載せているんですけども、これは私が今現在交通指導ということで信号機のない横断歩道で立っているんですけども、これは登校時の写真ですが、車道いっぱい横並びで毎日登校している子どもたちを見て、こういったことを指導できるような何か仕組みがあればということなどを常々思っています。これは道路の写真なんですけど、急カーブになっていまして、赤い道路に表示がしてあるんですけども、この先に横断歩道がありますというところなんですけど、これから10メートルほど行ったところに横断歩道があります。こういう状況で、横断歩道が見えないちょっと緩いS字カーブになっているところに乙植木では横断歩道が設置されてあります。

これは反対側です。乙植木から甲植木のほうに抜けていくところですけど、いろんな表示が道路にしてあるんですけども、なかなかカーブで見落としされるドライバーが多いということで、非常にここは危険だなというところがありまして、こういったところは私は乙植木のデザートランドの部分しかちょっと情報がありませんので、そういったところでほかの地域にもこういった危険なところがあるんじゃないかなろうかということをおもいましたので、情報の共有化ということをご提案させていただきたいと思いました。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） まず、今おっしゃった危険箇所については、歴代のPTAさんからそれぞれ要望が上がってきて、それについてできる・できない、警察共有全てやったうえでPTAと協議をしております。その上で、できるところからやっている。

ただ、稲永議員がおっしゃっているのは恐らくデザートランドのあそこに信号機がないということでしょうけども、これ自体も十数年前から行政サイドからも言っております。ただ、道交法の問題とか、あそこ踏切が近いとかいろんな問題があつて、要はつけられないということが回答だったんです。

それに対して、今年あそこ信号機がつくんですよ。つける方法として、要するに通常の方法じゃ無理だということで、直接県の生嶋副知事にお会いしに行行って、危険だと。常に新聞にも載っていると。これは、もう何回もうちが要望をかけているんだと。これで死亡事故が起きて、行政の責任じゃないですよと。警察の問題だと、公安の問題だと、何とかしてくれと。そういった働きかけをやって、町の負担も少しは出ますけども、この部分については特別枠で予算をつけてもらって今回できるようになっています。

ですから、おっしゃっているようにいろいろな箇所があります。全部できればいいんですけど、これ警察が絡んで、公安が絡んでくるんですよ。そうすると、年間何万件って上がってくるんです、福岡県だけで。その中で、順番が後先になっていると。

だから、それが私の役目なんだろうなと思いますけども、なかなかそれでもよっぽど緊急性がないと動かないということですね。

それと、学校の行き帰りの問題で、シルバーをとということで質問を頂いて、今日話を聞いてそういう意味なのかと思ったんですけども、この文面だけを取ると私はちょっと危惧するところがある。

何もかも危ない、危険だ、こういう問題がある。行政がどこかに委託したらと。そこには主体者がいるはずなんです。私も子ども3人育てて、PTA活動をやって、子ども会の役員もやって、1学期間順番を決めてそこに立ちましょと。文句を言われたんですよ、匿名で。でも、そのときはっきり言ったの。あなたの子どもの命を人任せにするんですかと。

毎日毎日朝早く、夕方遅く、1日も出れないんですかと。そういうことでしょう。その上で、できないことを加勢するのが行政であつたりボランティアなはずですよ。どうも、保護者が悪いと言っているんじゃないんですよ。世の風潮がそういうふう、国自体がそういうふうにしてしまっている。

今の岸田総理にしたってね、異次元の子ども・子育て支援対策をやると。あんなことをやられたら、末端の1,740以上の自治体は破綻しますよ。偉そうに言っているけど、国は50%しか見ないんですよ。県が25%、町が25%。その25%どこから出すんですかという話ですよ。もっと国も真剣にこの本当に未来を担う子どもたちのことを考えるなら国が考えるべきですよ。

須恵町の場合は、それこそ生涯学習の一環として学校内にコミュニティーを置いております。来る高齢化が進んだりとかいろんな形でなかなか行政サイドがうまくいかない。そのための補完機能を行う生涯学習のよりどころを、3つの拠点を設けたわけですよ。その中で、これからはこの役場の中160人しかいないんですよ、保健師から入れて。それが、3万人の福祉とか行政とかいろんなサービスをやるわけです。全部ができるわけじゃないんですよ。これ、以前も一般質問で何かで言ったと思います。

それを補完してもらえ、対等の立場として各小学校区のコミュニティーになっていただきたい。その実証実験として第三小学校で今現在やっていますよね。法人格も取ってもらった。いろんな要求をされます。予算要求してこられます。こういうものがいると。

それに対して、正当な形で対等の立場でやっている。その議論の中に、第三小学校ではこの子どもの見守りも入っているんです。今議員がおっしゃったようなことを解決するためには、そういったコミュニティーをもう一度再生しなければならないようにこの国がなっているんです。

須恵町には、幸いにもそれがある。その部分をこれから先、もっとコミュニティーの方々と話ししながら、問題共有しながら。それを行政がやるんじゃなくて、コミュニティーが一番近いんですよ。7行政区、6行政区が入ってそこの現状を知っていらっしゃるんです。その方々と話しした上で、そこから上がってきたことに対して、対等の立場としてそこにお任せして予算を持っていくと。便利だからシルバーとかそんな短絡的な考え方じゃ問題解決しないと思いますので。

この問題については私も前々から一般質問の中で出されたときに、こういった問題も包含した形で法人格を持ったコミュニティーに変換していかないとこの町は持たないんだということです。これもその一環だろうと思いますので、これについては担当課、総務課、あるいは教育委員会、まちづくり課併せて、コミュニティーの方々ともお話しした上で、問題共有していきたいと思えます。

○議長（松山 力弥） 情報の共有について各団体の、そこら辺誰か説明、答弁できない。青少年指導委員とか。平松町長。

○町長（平松 秀一） 情報の共有については、やっています、これは。交通指導員のこともおっしゃっていたけども、その年その年のテーマについては担当課のほうから言っていますし。全ての先ほどの質問に対しては、高齢者クラブにしてもいろんな団体にしてもお願いもしているし、やっています。

ただ、さっき言ったように、この方々は別の問題を解決するための団体でございますので、あまり強くは言えないんですね。だから、さっき言ったように、これからの解決方法としてコミュニティーの方々と問題解決していこうということで、併せた答弁になっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 町長が申されましたように、子どもの安全を守るには、まず第一に自助として保護者の方が我が子らを守るべきだと考えますが、現在多様な働き方で共働き家庭が多い昨今、毎日登下校の見守りをさせていただくことは難しいのかなというふうに思っています。

第2に、共助としてのボランティアでやっていくにしても、現状ちょっと無理があるのかなと

いう印象を受けています。それで、第3の公助として人を雇い入れて子どもたちの命を守るべきではないかなというふうにちょっと思い至ってしまったわけです。

いろいろな回答を頂きまして、ぜひ子どもたちの登下校の見守りは地域コミュニティーや行政の手によって守るべきだと考えています。児童が安心して登下校ができるような対策を取っていただけることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 11番議員、今村桂子です。通告に従い、投票率アップの方策について質問をいたします。

先日行われた町議会議員選挙の投票率は、36.94%という結果になりました。有権者の3人に1人しか投票していない現状に大変ショックでしたし、果たして議会を住民代表機関と呼べるのかさえ疑わしくなるような、まさに議会制民主主義の危機さえ感じました。

添付資料の投票率のグラフを御覧ください。平成23年の投票率は52.06%、平成27年が48.1%、前回の令和元年の選挙で42.98%、そして今回36.94%と回を増すごとに減少の一途をたどっています。ちなみに、今回の町議会議員選挙での全国平均の投票率は55.49%となっています。

モラルの低下もあるでしょうが、興味や関心がないとの理由が投票率の低下につながっているなら、議会にも責任はあります。議会としても議会改革に取り組み、審議の活性化に努めてきました。また、議会広報では住民に興味を持っていただけるよう、議会の活動はもとより、住民との対談や住民登場の企画を掲載するなど情報発信や住民との情報共有に努めてまいりました。

そして、今議会からは議会中継も行い、さらなる議会の情報発信を行い、議会にもっと興味を持っていただけるよう、開かれた議会を目指しているところです。

それを踏まえた上で、行政として今後の投票率アップに向けた取組についてお聞きします。

まずは、選挙教育についてお聞きします。選挙の大切さについての教育を小中学校でやっていますか。選挙出前授業などは行われていますか。

2、選挙の模擬投票を小中学校でやっていますか。

3、やっていない場合は、今後の実施についてのお考えはありますか。

4、子ども議会が実現できればと思いますが、子ども議会実現についてのお考えをお聞きします。

次に、投票率アップに向けて質問します。5、今後、投票率アップに向けてどのように取り組んでいかれるのか。何かお考えはありますか。

次に、選挙公報について質問します。6、選挙公報配布の委託契約内容はどうなっていますか。

7、今回の選挙で選挙公報が届いていないとの苦情が寄せられていますが、どの地域の何件に届かなかったのか調査はされましたか。

8、今後の再発防止に向けた対応について、どのように考えていますか。

お答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 投票率アップの方策は。選挙教育についてということですが、選挙教育、いわゆる主権者教育に内包されるものだと考えられますが、主権者教育は総務省設置の研究会により「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」として提言されております。

文部科学省においても、この提言を踏まえ、学校における政治や選挙等に関する教育がなされているとともに、選挙関係者をはじめ、マスコミ関係、NPO法人、啓発団体等による主権者教育の取組もなされているところでございます。

まず、1の選挙の大切さについての教育を小中学校でやっていますかという御質問でありますが、小中学校を対象とした出前授業につきましては、総務課で実績を遡れる限り調査しました結果、過去に実施したことはございません。

なお、須恵高校におきましては、ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出前授業を実施しておりませんでした。本年度におきましては、感染状況を鑑みながらにはなりますが、今のところ7月4日に前出授業を実施する予定でございます。

2の選挙の模擬投票を小中学校でやっていますか、3のやっていない場合は、今後の実施についてのお考えはありますかにつきまして併せて御回答をさせていただきます。

小中学校における模擬投票については、1問目の御質問に対する回答と同様に過去に実施したことはございません。今後の出前授業・模擬投票をはじめとする子どもたちへの選挙についての教育につきましては、長期的には若年層の投票率向上につながるものと考えられますので、教育委員会及び町内の各小中学校と協議を重ねた上で、実施の可能性を探ってまいりたいと考えております。

4の子ども議会の実現についてのお考えをお聞きしますという御質問でありますが、子ども議会につきましては明確な定義となるものがなく、今のところ国・県等の機関からも積極的な実施を求められてはおりません。よって、現状それぞれの市町村において自主的に取組・実施されているところでございます。

実施形態や審議内容を調べましたところ、各自治体において多少の違いはあるものの、将来を担う子どもたちがまちづくりについて考えてもらい、実際の議場において一般質問形式で意見を発表する体験を通じ、行政や議会の理解を求めるとともに、子どもたちの純粋な意見を町政運営

の参考とするというものであろうかと思えます。

また、実施の主体についても調べましたところ、民間団体により開催されているものも散見されますが、おおむね議会・市町村・市町村教育委員会の主体となっているものが多いようです。

しかし、今のところ総務課においては子ども議会の実施について現在のところ検討はしていません。

次に、5、今後投票率アップに向けてどのように取り組んでいかれるのか、何かお考えはありますかの御質問ですが、直近の選挙であります町議会議員選挙における年齢層別の投票状況を例に取りまとめますと、全投票者に占める18歳から19歳、20歳代、30歳代の投票者数の割合が低いことが分かっています。

全年齢層に対する選挙啓発活動は今までどおり継続する必要がありますが、特に投票率の低い年齢層に向けてピンポイントでの対策が必要であると考えます。今のところ具体的な対策についてお示しすることができませんが、他市町村の取組事例等を参考にしながら取組可能な対策について検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、6、選挙公報配布の委託契約の内容は怎么样了かの問いですが、直近の選挙であります町議会議員選挙における選挙公報配付の業務委託につきましては、株式会社西日本総合オリコミを相手方とした業務委託契約を締結しております。契約内容としましては、選挙公報に定められた投票日の2日前である令和5年4月19日までに須恵町内の全世帯に選挙公報を直接配付するものです。

7、届いていない地域について調査をされましたかという御質問ですが、今回の町議会議員選挙における選挙公報配付に関する苦情につきましては、選挙管理委員会事務局に電話にて2件あったことを確認しております。該当世帯につきましては、苦情の電話の中では聞き取りさせた上で、西日本総合オリコミに調査を指示いたしました。調査の結果、西日本総合オリコミからは、選挙広報配付に携わる人員全てにGPS装着の上、配付を実施しており、当該世帯についても配付済みであるとの報告を受けております。

8、今後の再発防止に向けた対応についてどのように考えていますかの御質問ですが、直近の選挙である町議会議員選挙における選挙公報の未配付につきましては先ほど申しましたとおりとなりますが、今までの選挙においても未配付の苦情は選挙ごとに数件あっておりました。

その中で、実際に当該住民の方の勘違いによるものもありましたし、単に配付が遅れている状況もございました。選挙公報配付業務の委託業者もこの選挙公報の未配付については非常に神経を使っており、先ほど申しあげましたとおり、配付従事者にGPSを装着させるといった対策を講じているところがございます。今後も、委託業者には配付の徹底を指示するとともに、期日前投票所の入り口付近に拡大した選挙公報の掲示、須恵町ホームページ上に選挙公報の電子データ

のアップロード等従来どおりの対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今、若い方が選挙に行っていない、選挙率が低下しているということをお聞きいたしました。今お話をされた内容によりますと、ほとんどがしていない、これから検討しますということが多かったということを感じております。

まずは、選挙の大切さの教育もやっていないということで、選挙の出前事業も7月4日に須恵高校のほうが行われるということで、小中学校ではやっていないということでした。

ほかのところを私も調べてみますと、小学校では、多分今の形式の選挙方法では難しいと思っております。大体小学校で行われているのは、例えばランチのメニューですね。メニューについてどういうメニューがいいかを投票しましょうということで模擬投票などをやられている小学校が多いです。それと、中学校に関しましてはもう本当に選挙の形式を取られてやっているところもたくさんあります。

須恵町のこの投票率低下を見ますと、これからの子どもたちに期待をしたいなという思いがあります。ぜひ小中学校でもやっていただきたいと思ひますし、模擬事業等もぜひお願いをしたいなと思ひます。

選挙の出前事業というのは、東京都とか大阪とか大きいところとか、いろんな様々なところで、今選挙管理委員会を中心にして学校に出向いて出前事業を行っていただくというところが多いようでございます。そういうところが活用できればなと思ひますが。今後、もう少し小中学校でこの選挙に対する考え方を取り入れながらやっていただけるような気持ちはございませんでしょうか。まず、そこをお聞きいたします。

それから、子ども議会についてでございます。子ども議会については様々な御意見もあると思ひますし、子どもたちの授業の内容等もあると思ひます。しかし、一番議会を知っていただくには一番いい方法かなと。中学校ぐらいでやっていただくとかですね。子ども議会が実現できれば、議会とはどういうものなのかということも子どもの意識の中に入るでしょうし、将来のまちづくりについても考える機会ができると思ひます。

それと、これは須恵中学校の校長先生のほうからも、先日議長のほうにもぜひ子ども議会を実現していただければというようなお話もあっておりました。できれば、一緒に中学校の子どもたち、子ども議会の実現をしていただければと思ひます。議会としてももちろん協力というか、主体的に頑張って、議長のほうもしていただければと思ひますので、もう一度子ども議会の実現についてのお考えをお聞かせください。

それから、18歳から30歳までの年齢層の投票率が低下しているということで、ピンポイント

トで何か考えますということでしたが、若い方はSNSとか、須恵町のほうでもホームページ等ございますので、ぜひそういうところを活用しながらいろんな情報を、選挙に行きましようとかそういうことを流していただければなと思いますが、そういうことはできませんでしょうか。

それと、選挙公報についてでございます。2日前までに完了するという契約になっているということですが、私が15件ぐらい聞いたところによりますと、前日に届いたところも結構ありました。それと、私のほうにも苦情が2件寄せられました。

その内容は、地域的には上須恵地区でございました。そして、端のほうの家だったので、GPSをつけて調査したと言われますが、実際届いていないところ2件確認をしております。そういうところがあるということは、調査で多分会社のほうは全部届いていると思いますと言われるかもしれませんが、できれば須恵町のほうでそれでも2件届いていないという苦情が寄せられたのであれば、一応事情聴取に行かれて本当に届いていないかをお聞きになるのが筋ではなかろうかと思えます。

この選挙公報というのは、私が議員のときにたしか選挙掲示板は66か所でした。それが33か所に減らされたのが、そのときに選挙公報を配るようにしますからという内容でたしか33か所になったと思います。選挙公報しか住民の方たちは誰を選ぶかというのを決める基準を持つことができません。これは、ぜひ全町民に配ることが前提だと思いますので、調査をもう一遍していただいて、本当に配られていないところがあるのか。それは、ピックアップでも構いませんので、前日に配られたところも結構あります、実際に。しっかりと再発防止に向けた取組をしていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 全体的には7問設問されたのですが、回答は担当が言ったとおりだと思います。

質問の2番、3番の、これ授業でいうと公民に当たるんですね。選挙、模擬投票というよりも、中学校においては生徒会役員、これ選挙です。だから、やっていないじゃなくてもう今現在カリキュラムの中に入っています。要するに、皆さんと一緒ですよ。何々委員会の委員長になりたい、立候補制です。それが複数の場合は、体育館で自分の所信表明やるんです。その上で投票箱でやっています。ですから、やっていないじゃなくてこれはもともとやっているもの。

それと、再質問の中で子ども議会のことをおっしゃったんですけども、私子ども議会と言われるとちょっと懸念するのが、子ども議会をどうするんだと言われたら、これは我々行政とか首長が言うことじゃないですよ。議員さんたちが主体的に、この場を使うわけですから。私が言えるわけじゃない。

だったら、今回のテーマは、本当にこう先輩議員として、長老の議員として、今村議員は今回の投票率が下がったと。それに対するいろんなアイデアをここで出されているのでしょうか、これは行政にどうですかという話じゃないと思います。

こちら側に議員さんが座って、こちらに生徒が座って、その上で生徒の素朴な質問に対して議員さんが答えていく。これが、議会ですよ。向こうに生徒が座って、こっちに私がおって質問なさるとするのは、それ行政説明会。だから、その辺りはっきりしていただいて。非難しているんじゃないですよ。

本当に子ども議会をやりたいとおっしゃるのであれば協力します。一緒に入ってきて私が町長諸報告を、小中学校の学校問題についてはこう語るんだと言ったのに対して、前もって学校の意地悪な先生たちが私に対する質問を考えて持ってこられて、私がここで、議員さんたちがこっちに執行部側として、「誰々議会委員長答えなさい」というような形でやるとこれ勉強になると思うんです。

だから、これは子ども議会をどうするんですかと言われると、ちょっとやりようがない。だから、当然議会のほうでお話し頂いて、面白いと思いますので一緒にやれたらなと思っております。

それと、投票率アップのことは最後に言います。

選挙公報の在り方、これ担当課とすればやっぱり報告受けてそうなんでしょうけども、実質としてそれがあるのであれば、どなたかに不利益を、立候補した人が受けたわけですから、これはもう一度調査させて極力そういったことがないようにさせます。そうしないと、これは不平等に当たりますので、御懸念頂いたとおりだと思いますので、これは改善させるようにこの一般質問の打合せのときにもう命令しております。

全体を通してちょっと気になるのが、投票率アップのことについて、先ほど議員も長老格の議員ですから、要するに自分たちのことも心配しながら、行政もどう考えているんだということでしょうけども、これ日本全国でものすごく下がってきています。特に、福岡県が下がっています。大体下がっている理由分かりますよね。うんざりしている、いろんな意味で。

遠い昔に遡ると、何で下がりだしたかという、中選挙区から小選挙区に変わってからどんどん下がっています。なぜかという、顔の見える議員さんが、極端に言うと自民党系の議員さんがいらっしゃると顔近いわけですよ。この人は通るよねって。そういうことでしょう。それが、年数をかけて町会議員の選挙にまで及んでいるということ。私はそう思います。

ですから、このことは私がどうやるんだと言われて答えるべきようなことではなくて国が根本的に考える。今まさに考えんといけない事情になっていると思います。ただ、こういう状態になるであろうということは私は想像しておりました。ですから、令和2年に入って、現議長の松山議長とずっとこの町のまちづくりについて語る中で、やはり町長だけがトップリーダーでいく町

どうやっているんですかという私の政治家的な動きです。

行政が投票率を上げると言ったって無理です、これは。皆さん議員ですから、国に行ってください。国会議員に言ってください。お前らの責任だと。基礎自治体の町会議員さんとか我々というのは直接ダイレクトに来るんですよ。だから、それを何とかせないかんとって一生懸命やっている。さっきの答弁でも言いましたけど、異次元の子育て改革、やるのはいいですよ。財源どうするんですかと。それを、この基礎自治体の首長辺りに聞いたのか、実情をと。こんなことやっていたらいつまでたっても投票なんか行かないですよ。

それでも、この須恵町というのは元気がいい。そういう若者が育っている。だから、いろんな意味を兼ねて、いろんな皆さんが今まで頑張ってきたことが今花開いて好感度、住みやすい町の9番になっているんです。私は、この町は皆さん議員自慢されていいと思います。そこまでみんなまでここまで持ってきているんですよ。あとは、議会と行政がもう一度再スクラム組む。今準備に入っていますので、どうか議員さんたちもその辺りを胸に秘めながら一緒に頑張ってもらいましょう。

ちょっと演説みたいになりましたけど、投票率を上げるということは、私はもうそこしかないと思いますので。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 町長の熱い思いは分かりました。

国のことをいろいろ言われておりましたが、国に言っても多分長期間の時間がかかると思います。もちろん私たちも会うたびに言いますけれども。そういう中で、現実的に町として何らかの方策を取っていかないといけないなと思ってこの質問をさせていただきました。もちろん最初に言いましたように、議員としての責任も感じておりますし、議会として今後何をしていかないといけないかということももちろん感じながらの今回は質問でございます。

そんな中で、言われましたが、私も議会と行政が本当にスクラムを組んでこの問題は頑張っていないとなかなか解決しない問題だと思っております。しかも、日本の最低の投票率を調べましたところ、今まで過去最低の投票率が25.38%だそうです。うちが36.94%。本当に危機感を感じるべき数字だなと思って今回質問をさせていただきました。

今日も、老人クラブの方、自治功労者の方々、議会を傍聴に来ていただきまして、本当に興味を持っていただいているということをすごく感じてうれしく、今日いっぱい傍聴席で大変うれしい中での一般質問をさせていただいておりますが、町長も言われましたように、やはりこれは人育てしかないのかなというところが一番だと思います。子どものときから人育て・人づくりをしていって、長期間かかるかもしれませんが、これをやっていかなければなかなか前に進む問題ではないと考えております。

先ほどは、ちょっと格論に入りますけれども、生徒会選挙をやっているということで、私も生徒会選挙あるなというのは思っております。このやり方を、できれば今後選挙のときの道具を貸していただいて、選挙の投票のような形でやっていただければさらに近づいて面白いのかなと思いますので、何かその近づけた形で生徒会選挙もできないのかなということを1点。本当に選挙をやっているような形で貸出しをやっていただけたらどうかなというふうに思います。

それと、子ども議会の実現についてですけど、議長ともちょっと話したこともあるんですけど、議会としてもやったらいいよねということで、議会としてやりたいという思いがあったときにこれが実現できるかなという思いで私は実現できればということを書かせていただいたんですけど。例えば、議会がやりたい、校長先生たちもやりたいということであれば、前回のときに時間が取れないという答弁を頂いたことが子ども議会あると思います。

それで、そういう両者がやりたいということであれば、時間的には取っていただけるのかなということで、一応実現ができますかというふうにお聞きをいたしましたので。時間的な教育の時間いろいろありますので、教科の問題とかで。それで取れますかということで1点お尋ねをいたします。

それから、選挙公報、確かに届いていないところまた前日届いたところもあるというのは確実にございますので、実は町長が調査するように指示されたということでございます。これは、本当に不利益を被った方もいらっしゃると思いますし、議員誰に入れようかなということを考えたときに、やはり公報が一番それを見て決める方も多いと思います。ぜひ、もう改善を頼んだということでございますので、これは実現をしていただいて調査して改善の方向にお願いをいたしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 投票箱の貸出し。平松町長。

○町長（平松 秀一） 選挙で、学校のやり方でやっているんですけど、今聞いていると面白いなと思ったので、大事に扱ってもらえれば大丈夫かと思っておりますので、総務課長のほうに後ほど頼みます。

それと、子ども議会のことは何も私は反対したわけじゃなくて、あくまで言ったように子どもたちも面白がって、議員さんたちも逆にこっち側でやったらいいよなということで、もしそういった方向で学校と話がつくのであれば、ぜひやってください。全面的に協力いたします。

それと、公報の問題については、もう先ほども言ったとおり、これは選挙に出た人にとってはたまたま問題ですから、もう一度きちんと、綱紀粛正とまではいきませんが、相手方とも協議やって、1枚の漏れもないようにさせるように命令いたします。

以上です。

○議員（11番 今村 桂子） 議会、行政がスクラム組んで投票率アップを目指して、またこれ

から仕切り直して頑張っていければなと思いますので、どうぞ今後皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を10時20分といたします。休憩に入ります。

午前10時11分休憩

午前10時20分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

男澤一夫君の一般質問に対しまして、町長の答弁の修正があるそうでございますので許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。——平松町長。

○町長（平松 秀一） すみません。答弁の中で「RC」と言ったと思いますが、木造の2階建てで検討をしているということです。すみません。

○議長（松山 力弥） 男澤君、よろしいですか。——それでは、3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 3番議員、白水春夫です。通告文に従い質問をいたします。

特別支援教育における現状はということで、今の社会は障害のない多数派の人たちに用につくられており、障害のない子どもは、その中で自然に必要なスキルを学ぶことができますが、障害のある子どもは、多数派仕様の社会の中では、その障害特性により自然にスキルを学ぶことが難しい傾向があります。こうした子どもたちに対して早い段階から支援を行うことが大切だと感じます。

また、平成25年以前は、基準に該当する障害のある子どもの就学先は原則特別支援学校となっていました。現在は、最終的には教育委員会が就学先を決定するとしながらも、保護者からの意見聴取や様々な可能性に対して柔軟な対応が求められていると思います。

文部科学省の学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童生徒が年々増加し、特に通級指導を受ける児童生徒は、平成24年から10年間で2.5倍増えています。障害を持つ児童生徒に適切な療育がとても重要だと思います。

そこで、質問ですが、特別教育における小・中児童生徒の現状から、通級及び特別支援学級に在籍している小・中児童生徒の人数は何人ですか。

また、通級及び特別支援学級に在籍している、疑いのある児童生徒の判断基準をお伺いします。

また、その対応をされている教職員の研修として、療育支援や障害の理解のために、通級や特別支援学級に携わっている教職員に対して、その分野の専門家の指導を受ける研修体制や、教職員からの相談を受ける体制は整っていますか。須恵町の見解をお願いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 特別支援教育における現状はについて説明いたします。

須恵町においても、特別支援学級や通級の在籍者数は増加してきております。そのため、当初本会議で教育長も行政報告の中で述べましたように、特別支援教育の充実を令和5年度の教育施策の重点施策と位置づけ、特別支援相談員による学校の訪問指導や研修を行っています。

特別支援学級等の入級等についての審議は、経験のある教員による観察や専門員による検査及び医師による診断等に基づき、教育支援委員会において行っているところです。

なお、令和4年度に審議した件数は159人となっています。審査結果は、特別支援学級と判定した児童生徒は79人、通級指導と判定した児童生徒54人、通常学級と判定した児童生徒22人、特別支援学校と判定した児童生徒2人となっています。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

（1）通級及び特別支援学級に在籍している小・中児童生徒の人数は何人ですかです。

令和5年5月1日現在の状況では、特別支援学級については、小学校は197人、中学校は88人です。通級については、小学校が63人、中学校は40人在籍しています。

（2）通級及び特別支援学級の判断基準をお伺いしますについてです。

資料としてお示ししておりますように、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導については、それぞれの場での指導の対象となる障害の種類が、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付25文科初第756号の通知文によって規定されています。

しかしながら、平成25年の法改正により、本人及び保護者の意見を尊重することが求められるようになりましたので、例えば、特別支援学校程度と判定されましても、保護者の同意がなく、地元の学校を希望されれば、それを尊重して対応するようになっております。

（3）療育支援や障害の理解のために、通級や特別支援学級に携わっている教職員に対し、その分野の専門家の指導を受ける研修体制や教職員からの相談を受ける体制は整っていますかについてです。

県が実施する特別支援教育に関する様々な研修がありますので、受講を奨励しております。

また、町の教育委員会としましては、本年度から特別支援相談員として、特別支援学校の校長経験者を指導主事として雇用しています。今年度は、週1回各学校を午前中訪問し、授業や子どもへの指導を参観した後、資料を作成し、放課後、該当の先生方を対象に研修を実施しております。

す。

なお、来年度からは週5日体制で雇用し、支援を充実してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 白水君。

○議員（3番 白水 春夫） 先ほど2番目の判断基準をお伺いしましたが、昨年の12月に、文部科学省が全国の公立小・中学校の通常学級に通う児童生徒を対象に、約7万5,000人の方の学習面や行動面と支援状況について、担当教員らが回答をしたんですが、結果、小・中学生の中で8.8%が学習面または行動面で著しい困難を示すと障害の疑いの割合が出たということです。

これは10年前にもしたんですけど、この10年前の調査に比べても2.3%増えているんです。グレーゾーンと言いますが、年々、先ほど言いましたように、障害の疑いのある児童生徒さんが増えているというのは感じます。

例えば、先ほど言われましたけれども、そのうちに学年が上に上がる児童生徒さんが、もう1年通級をもって保護者からの要望があったとき、どう対応をされますか。要は、各自治体異なりますが、基本、通級は1年間と聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めますけども、誰が、猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 御質問ありがとうございます。

今、質問の意図がちょっとよく分からなかったんですけど、もう一度お願いいたします。

（「俺もよく分からない」の声あり）

○議員（3番 白水 春夫） 通級が何か1年間ということを知っているんですよ。これは各自治体で異なると思うんですが、例えばこの須恵町で、そういう学年が上がる時、その方が通級に通っているということで、その生徒さんがもう1年間通級をしたいということで保護者から要望があったときに、須恵町としてどういうふうに対応をされますか。

○教育長（猪股 清貴） ありがとうございます。

通級指導教室と申しますのは、いずれ通常学級に戻るとというのが前提で、通常の授業を受けながら特別に、いわゆる凸凹があるものをきちっと指導をしましょうというところで指導するところが通級指導教室でありまして、耐久目標を立てて指導をしております。

ですので、大体、本町では2年ごとにその成果を確認しまして、継続が必要であれば継続という判断をしますし、2年で、いやもう通常学級に戻って頑張れるという判断をしますれば、そのように対応をしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今日、傍聴の方々がいらっしゃるからですね、須恵町の教育の在り方について説明する中でこの障害教育も出てきますので、ちょっと説明したほうがいいかなと思って立ちました。

須恵町というのは、福岡県下で一番最初に教育振興基本計画を立てた町です。その中で、ゼロ歳から15歳、中学校卒業まで切れ目のない教育支援体制を取っていくんだということをうたい文句にしています。これは、私が教育長で、猪股現教育長が指導主事のときにつくり上げた中身です。

その中で、この障害教育、障害者、障害児・障害者教育の分野でもうそうなんですけども、須恵町は3歳から幼稚園に入ったりとか、ゼロ歳から保育園にいらっしゃる、全ての情報をもらいながら、そして小学校につないでいく、小学校から中学校につないでいく、これ障害者・障害児教育も入ってます。

その一つの事例として、私が福祉課長から教育委員会の課長、そして教育長になったときに一番危惧したのが、後天性の発達障害というのが出てきます。これ非常に分かりにくい。

これは、脳科学者の検証を受けたときに、8歳までに家庭環境の中で、お父さん、お母さん、あるいは保護者から、要するに家庭の温かさとか、やっていいよとか悪いよとか、そういった自制心をきちんと勉強させないと、要するに8歳以降それをやっても続かないと、物すごく苦勞をされると、それが後天性の発達障害につながっている可能性があるということも聞いております。

それと、もう一つは自閉症の問題、これは3歳ぐらいまでほとんど分からないんです。

ただおとなしい生徒、急に保育所・幼稚園で泣き出すお子さん、ずっと見ていると、ちょっと違うんじゃないかなという場合は、私が保育課長をして教育長をしているときに、担当の先生とかいろんな話をしたりとか、自分で自ら行って、診察を受けられませんかとか、何もなければいいと、でも、何かあったときは、要はその過程というのは、小学校に上がるときに学級編成の、要するに就学指導委員会ってあるんですよ。そこで判定が下されてしまうんです、ドライにですね、一旦は。

その前に、自分のお子さんの状態をきちんと分かった状態で一緒にチームを組んでいきましようということで、要するに、いきなり特別支援学校に判定されるお子さん方も、前もって準備をやって小学校に入学させていた先進的な町が須恵町です。

俗にインクルーシブ教育とかいろいろ言うじゃないですか、その先陣を走っていたのが須恵町の教育振興基本計画でございますので、そういった意味でもこの町というのは障害児教育に対して、要するに、すぐ特別支援学校だとか、そういったことは言っていません。

ですから、私が教育委員会、保育課長から教育委員会に行ったときに、非常に就学前のお子さん方を持たれた方々の入学が多かった、転入が。なぜかという、須恵町はその就学指導委員会

でこれなら行けるてなると、特別支援学校じゃなくて、学校で面倒を見る体制をつくっていたんです。

そういったことで、今、議員が危惧なされたことを、15年ぐらいになるかな、私が教育長になってからもっとその分を充実をさせたんですけど。

そういった形で、要するに、障害があろうがなかろうが、その子の未来が通常学級に行くことによって伸びる可能性があるんだったら、そっちがいいよという教育を須恵町は今でも続けておりますので、なかなか全部を拾うことはできていないかもしれませんが、そういったことをやっている教育環境ですので、今日は傍聴の方がいらっしゃいますので、あえて追加で説明をさせていただきます。ちょっと自慢させてください。

○議長（松山 力弥） 白水君に通告します。先ほどのあれは3問目とはみなさず、あなたの質問の確認ということでもう1問、もう1回だけ質問を認めます。

○議員（3番 白水 春夫） ありがとうございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） すみません、ありがとうございます。

先日、第3期須恵町教育振興基本計画の推進で教育長のお話がありました。その中の令和5年度須恵町教育委員会施策の特別支援教育の充実ですが、特別支援相談委員による訪問指導で、対象児童生徒への行動観察の充実という項目がありました。

これは本年度からの施策なので、これからの課題として取り組んでいかれると思いますが、ただ、障害のない子どもと障害のある子どもが共に学べ合う環境づくりが、こういう充実もお願いしたいと思っております。

先ほど述べました、やむを得ず通級や支援学級に行かなければならない、保護者から見れば先々のことも考えれば、学習面や行動面も一つの観察が大きなものだと感じます。

それで、そういう児童生徒の、教職員が対応され、充実した学校生活がなされていると思いますが、放課後、要は共働き、独り親世帯など、様々な家庭環境の障害のある子どもの行き先場所としては、要は放課後デイサービスを利用されている児童生徒がおられます。このデイサービス担当者と担当教職員とのその児童生徒の関わり方も重要だと思います。

特別支援教育に関わる研修の充実で、担当者会議などを今以上に、この民間のデイサービスも関わりながら、いろんな方向で支援などの検討を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 御指摘ありがとうございます。インクルーシブですね、世界的にインクルーシブの方向で、国連等もそういう方向で、国としても次期教育振興基本計画の中で、特別支

援学級を増やすというものじゃなくて、通級指導教室、いずれは通常学級に戻すという教育をこれから充実させていきたいと思いますという方向になっています。

通級指導教室というのは13名が定員になっております。特別支援学級は8名が定員になっております。ですので、そういった部分での支援も今後国のほうからなされると思うんですけども、本町でも、今、町長が申しあげましたように、通常学級でどれだけ頑張っていけるかということを探しながら支援の在り方等については検討をしていきます。

また、その際にデイサービス等の情報等で共有する必要があるれば、その中でも検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 最後ですけど、よく聞きますが、共生社会の形成のため、これからは子どもたち、要は未来の宝ですね。その子どもたちの多様性を、町長が先ほど言ったインクルーシブ、包容をするという意味ですけど、教育システムの構築が求められています。

教育立町の須恵町なので、誰も置き去りにしない共生社会をお願いします。

以上で、終わります。

○議長（松山 力弥） 9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 9番、三角栄重です。質問を二通りさせていただきます。

最初に、コミュニティバスの現状というか、現在使われているコミュニティバスは、議会でも報告があったように、お金をかけて調査をしたということは分かっておりますが、城山区は、須恵町の中で川子とともに高齢化率が一番高い地区でございます。そして、おまけに独り住まいの人が多くて、そして、免許証を返納された方とか、そういう方が多くおられます。

と同時に、城山区はかなりの坂がありまして、その上で生活しているわけですけど、大体、坂の上にある環境上、どうしても下に買物に行かないかんのですけど、サニーとかあるんですけど、大体今、トライアルとかAコープとか、そういうところが安いですので、どうしてもそういうコミュニティバスで行きたいんですけど、城山区の場合は、コミュニティバスが西鉄バス路線の関係で、どうしてもそこを通らないルートになっているんです。

だから、一旦赤坂に下りてきて、そこでバスの時間を待って、それから乗って、トライアルとかAコープに行かないかんという現状になっているわけです。

バス路線でこういうことが、コミュニティバスは行きませんよって説明はしたつもりですけど、皆さんはそういうのは納得されないわけです。

要するに、自分たちの優先権は、住民が言ってコミュニティバスは動くんよね、念押しされる

わけですね。そして、そういうことはないんですけどって言うけど、説明力不足でみんなが納得しないという状態がありまして、自分が買物に行きたいのに何でそこに行けんのか、そういうのがまず第1点でございます。

これから先、恐らくまた何回も聞かれると思いますので、この形の中で私が言いたいのは何かといたら、こういう、年寄りというのは、みんなタブレットは持たんか、スマホを持っているわけですけど、要するに電話だけしかなしてないわけね。

だから、改めてそういうふうにLINEを見てするわけでもないしあれやから、町報とか議会広報とかで、はっきりこういうことは、通りませんよ、これ理由はないですよってなるんだけど、そういうわけには、一般質問ではなりませんので、ちょっと待ってくださいね。

要するに質問事項としては、コミュニティバスについて、生活用品の購入や病院の通院などをもっと利用しやすいように路線が改正できないかということと、西鉄バスとの路線の競合はできないと聞きましたが、住民はその事情は知りませんので、住民の周知をお願いしたいということです。

それともう一つは、今後、路線変更の予定がありますかということです。

それと、もう一つ質問事項がありまして、健康保険料について説明をしたいと思います。

町長が前に説明がありましたように、いろんな形で健康保険から、後期高齢者からいろんな、例えば妊婦さんに、42万円から50万円になりましたよね。その財源はどこにあるのかといたら、後期高齢者の保険料を上乗せして、それから払うと。

いろんな問題がありまして、要するに、今政府が言っているのは、少子高齢化、少子高齢化の下で、とにかく取れるところから取っていきこうということですね。例えば、一番取りやすいのは間接税、たばこ税、酒税、それから消費税、これ3つが取りやすいですね、一番。そういうのがこれから先出てくるだろうと思います。

だから、私としては、正直言って、後期高齢者とかいうのは、できたら反対したいんです。そんなばかな年寄りばかりいじめるなと言いたくなるんです。

というのは、少子高齢化の中ではありますよね、いろいろ手当がいっぱい、資料の中に入っていると思うんですけど、ちょっとすみませんね。

一番最後の資料の中にいっぱい入っているんですけど、要は、3歳未満で1万5,000円、小学校で1万円、中学校で1万円、高校生で1万円、それから、第3子以降は3万円、いろいろ決めているわけです。

これをどっから持ってくるとやと、後期高齢者の保険料を全部上げるのかって、こんな、要するに、言い方は悪いんだけど、例えば1人頭毎月500円ずつ取って、国民1人500円ずつ取って、それをみんな没収すると、そういうことができるのって思うとるわけ。僕としては反対っ

て言いたいわけ。

確かに少子高齢化も分からんでもないですよ。例えば、今年の財源で、少子高齢化は87万円とか、生まれたら始まる、ところが年寄りには130万円とかいって、年寄りはずっと死んでいきよるといのは分かっているわけ。少子高齢化で、子どもを育てないかん、社会的には全体で子どもを育てましょうということをみんなうたっているわけですから、政府はね。

だから、それでも財源はどうするのって聞きたいし、町長にそれを聞いてまた怒られちゃうのかと思うて、それはあるんだけど、お前そんなこと分からんとかって言われて、分からんってたいね、正直言って私は。どういう状態になったら一番スムーズに行くのか。

何で子どもばかりいうて、今まで年寄りばかりしよったやん、年寄りしよったやないですか、それをばあつとはしごを外して、年寄りは一切って、お前今までやったから負担せえという感じしか受けんわけ。

だから、岸田総理が言うように、言いたいことをぼんぼん言うて、そして、何がないとか、国債で賄えますとか、2年間は国債で賄えますとか言よるわけよ。そこはそうと、借金を1,500兆円あるとじてなるわけ。

答えにくかったら答えなくていいから、できたらそういうことでお願いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 私のほうから、コミュニティバスについて御説明いたします。

コミュニティバスの現状ということで、コミュニティバス路線は、生活の基盤を小学校区と捉えまして、公共施設や買物、医療機関等へのアクセス向上を目的として、令和3年10月に改正しております。

路線は、校区中心の4路線、交通不便地域2路線、中央循環線1路線の計7路線を、バス3台、10人乗りの乗用車1台で運行しております。

乗客数につきましては、令和元年度5万5,518人でございましたが、新型コロナウイルスの影響で、2年度3万7,184人、3年度に4万5,165人と減少いたしました。4年度につきましては、5万6,712名の乗客がありまして、コロナ禍以前よりも増加しておりますということで、路線改正の効果を実感しておるところです。

コミュニティバスにつきましては、先ほどありましたけれども、JR、西鉄バス、それからタクシーなどの地域公共交通の一つですので、これらの交通機関との連携を十分に図ることとしております。

当然、JRや西鉄バスの公共交通に影響があれば、住民の方々に大きな影響を与えますので、コミュニティバスは各交通機関を補完する路線として調整を図っております。

城山区の関係路線でございますが、第2小学校区のルートのコミュニティバスの路線のほかに、

西鉄バスの天神方面行き36番と、空港方面行き3番の路線がありまして、町の主要施設だけでなく、近隣や市内の商業施設等にもアクセスしやすい充実した住環境地域であるというふうに思料しております。

路線の変更につきましては、数年間の調査分析と計画策定、それから、道路交通法関係の警察協議、地域公共交通協議会、運輸局の認可申請・決定を経まして、それから事前準備、住民の方々への周知ということで時間をかなり要すこととなります。

また、乗り慣れてきました路線とダイヤの改正ですが、利用者の方々に混乱を招きますので、頻繁に変更するということがなかなかできません。

今後につきましては、個人の目的に全て沿うものにはなりませんけれども、要望等を反映したコミュニティバスを含めた利便性のよい公共交通網が構築できればというふうに思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 次に、百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 健康保険法による影響はにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

1番の健康保険法の改正により、後期高齢者医療費が段階的に上がるなど国民の負担が増えるが、そのことについて周知されていますかという御質問でございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、今年の5月12日に成立、5月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されるとされております。現時点で、このことについての住民、被保険者向けの周知等は行っておりません。

今回の法改正の提出理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するためとされております。

子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金の支給費用の一部を後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金をもって充てるとすること、医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直すという改正内容が示されておりまして、後期高齢者医療被保険者の保険料負担の増加につながる改正であることから、国における議論の経過を注視し、情報収集に努めているところでございます。

議員御質問のとおり、住民への情報提供を図る必要性を感じているところでございます。いつから周知するかというタイミングになりますが、後期高齢者医療制度は、福岡県後期高齢者医療広域連合が運営の主体であり、保険料の決定、保険料の賦課は広域連合が行う事務であり、保険料も県下統一でございます。

法律の改正を受けまして、これから後期高齢者医療広域連合が、条例の改正等所要の手続を行

った上で保険料の決定がなされることとなります。

広報を行う際には、福岡県後期高齢者医療広域連合が周知する情報と、そごが生じないよう連携を図りながら、適時適切な広報に努めてまいります。

2番、それ以外にも負担増となることが多く、生活が苦しくなる人が増えると考えられる。何か対策は考えていますかという御質問でございます。

健康保険法等の一部を改正する法律につきましては、少子化を克服し、子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時期に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することとされております。制度改正において生じる負担増の対象は負担能力に応じたものとなっております。

後期高齢者医療被保険者の6割に相当する年金収入155万円相当以下の方につきましては、制度改正に伴う負担増は生じないこととなっております。年金収入211万円相当以下の方についても、令和6年度は制度改正に伴う負担増は生じず、令和7年度からの引上げとなっております。

後期高齢者医療被保険者を含めて、価格高騰により影響を受けている町民皆様への支援策を検討し、国の交付金を活用して年度内に実施する予定でございます。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） コミュニティのほうは、いろいろ便宜を図ってもらってしてもらおうと思うんですけど、今日の物価の高騰ですよ、6月で3万点以上が値上げする形、そういうことを考えて、今、百田課長が言われた153万円超える人は課税され、上がっていくわけですね、年金。ところが、それ以下の人、4割の人はないかもしれないけど、かなりの額が、要するに所得のある人はぐっと上がってくるだろうと思うんですよ。

これは、いわゆる社会の格差ができるんじゃないかと思って心配しているんですね。

だから、ある程度お金を持っている人はそれでよかろうけど、一般の人は、153万円の年金でどんな生活できるのということを問いたいわけですね。

特に、城山区なんか言うたら、今一人で住んでいる方が結構おられるんですね。一人で住んでいる。

その人たちは、そういう年金の形で、財産も何かある、家を建てているからあるでしょうけど、やっぱり苦しいことは変わらないと思う。非常に格差が出てくると思うので、今の状態を町長に聞きたいんだけど、要するに、何でもが国の補助できたよね、10万円出したり、3万円出したり、5万円出したりという何でもかんでも補助が利くと思っておるような現状があると思うたい。

そこら辺を、統廃合して、行政が出すわけじゃないでしょう、恐らく。恐らく国が50%、県が25%、町が25%って、これ25%でも町としてはきついわけでしょうからね。だから、そ

ういので町長の見解をちょっと一言聞かせてもらおうとありがたいんですけど。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） ついでと言ったらいかんですけど、2問ともですね、2問とも。コミュニティのほうはおっしゃるとおりで、これから高齢化が進む中で、ここまでバスを回してもらえないかというような要望が出てくると思います。それをお聞きしながら、極力知恵を絞りながらやれたらなとは思っています。

なぜかと申しますと、西鉄バスは、今現在、須恵町というのは幸せと言ったらいかんですけど、ずっと路線が縦で、3経路で天神まで、空港まで行くようになっています。

これは営利企業でございますから、そこに別の公共交通が入ってきて、その利益を抑えるとバスを廃止しますと言うんです、実は。そうなると通学とか通勤に対して非常な困難を来たしますので、そのあたりというのは慎重にしながらも、なるべくいい方法を考えていきたいなと思っております。

それと、2問目については、これは本当に、我々じゃ解決のしようがございません。

今月6月の29日、町長会があります。その中で、このまま議員の一般質問の要旨を、そのまま我々が答えたのも全部持って行って、町長会のほうに、これを糟屋郡の町長会として県の町村会に上げてもらえないかと、理事会のほうで協議をやっていただいて、国のほうにちょっと上げてもらえないかと、あまりにもむごいんじゃないかということで提案しようと思っております。

私ができるのはそこまでで、さっきも言ったように、国の制度は今ひどい状態で、財源がまだ決まっていないのに、制度だけ先に出していくというような、何か訳分からないことをやっておりますので、なかなかこの問題についても、じゃあこうしましょうということではできません、国の法律ですから。

ただ、福岡県の町村会の統一意見として国のほうに上がるよう動いてみます。私にできるのはそれぐらいまでかなと思います。ただ、思いは一緒でございますので、一生懸命努力します。

以上です。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 今、私が質問した件でいろいろな答えを頂きまして、ありがとうございます。

コミュニティバスと保険料とかいうのは、一般の方々に分かるように、特にコミュニティバスは西鉄バスの影響で、例えばこれにコミュニティバスが通ったら何百万円か払われないかんとど、そういうのをはっきり書いてもらって、納得してもらわなですね、なかなか我々が説明しても、それは町が出すとが当たり前だろうとすぐ来るからね、それはちょっと俺も困るんですよ、正直言ってね。

だから、百田課長にはいろいろ御迷惑をかけましたけど、ただ、やっぱりこういう時代ですので、物価のほうも、普通の年金よりも追いつきませんので、そういう形でいろいろ心配事が皆さんあるようですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。これで終わります。

○議長（松山 力弥） 7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 7番、川口満浩です。通告に従ひまして、本町におけるDXの現状はについて質問をさせていただきます。

近年におけるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進は、民間企業、自治体、教育現場と今日の生活や業務の中に浸透しつつあります。DXは、デジタル技術を用いて社会環境に浸透させ、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かに、よりよいものへと変革し、様々な恩恵をもたらしているとも言われています。

現在、業務の効率化や地域課題の解決のために、AI、人工知能を活用し、実証実験や本格導入を検討されている自治体もあります。既に一部の自治体ではAIを活用する事例が出てきており、今後の人材不足の解消を含め、AIの導入が進められると思われています。

町長は、DXの推進について、今後取り組まなければならない課題があり、本町においては、まずは情報収集や課題解決に向けた推進体制の構築を行い、このデジタル化の波に乗り遅れることなく行政サービスの向上を図っていききたいとの考えを示されました。

また、本議会では、これからのまちづくりについて、少子高齢化、コロナウイルスによる3年間を通して、我が国のIT関係の遅れ、ロシアの侵略による影響など厳しい状況にあるとの報告をされています。経済産業省が発表したDXレポートで、2025年の崖問題を指摘しており、早めの対策が求められるのではないかと思います。

町としての財政問題もあるかと思います。このことについての質問はまだ早いのかということに思われるかもしれませんが、本町のDXの推進についてお尋ねいたします。

1つ目に、AIによる道路管理の省力化や、特定健診受診勧奨モデル事業、自動応答サービス、RPAによる業務の省力化など、自治体によっては取組方は異なりますが、本町では現状、業務のデジタル化はどのような分野で行われ、どのように進展していますか。

2つ目に、現状、デジタル化の進展における問題点、課題はありますか。

3つ目に、このところ特に話題になっている対話型AIについて、活用するお考えはおありでしょうか、お願いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 本町におけるDXの現状はということでございます。自治体におけるDX、デジタルトランスフォーメーションは、デジタル技術を活用して行政サービスの効率化や

住民の利便性の向上等を図る取組でございます。

それでは御質問にお答えいたします。

まず、1問目の現状、業務のデジタル化はどのような分野で行われ、どのように進展していますかという問いでございますが、平松町長が令和3年第4回定例会の町長諸報告において取りまなければならない課題として申されましたように、本町においては、業務のデジタル化は主に行政サービスの改善に向けて進められています。

具体的には、自治体情報のシステムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、オンラインでの手続や申請、電子申請書の導入、電子決済システム、RPAの導入などが挙げられます。現在、庁舎内において各課から選出された職員で組織するDX推進プロジェクト会議において、業務の効率化を目的に電子化やデータの共有化などの検討を進めております。

2つ目の、デジタル化の進展における問題点、課題はありますかという問いでございますが、デジタル化の進展には幾つかの問題点や課題が存在します。

まず、情報セキュリティの確保が重要でございます。デジタル化により情報がオンライン上でやり取りされるため、セキュリティ対策の徹底が求められます。また、高齢者やデジタル機器に不慣れな人たちへの配慮や、必要な情報を得るためのインフラ整備なども課題となります。このほかにも、デジタル化には初期投資や技術的な専門知識の必要性もあります。

これらの課題に対しては、予算や人材の確保、適切な情報管理体制の構築などが必要です。これらの課題や問題について対応しながら、安全かつ安心して利用できるサービスの提供を目指してまいります。

3、特に話題になっている対話型AIについて、活用するお考えはどの問いでございますが、対話型AIにつきましては、今後も注目していく必要があると考えています。住民とのコミュニケーションをよりスムーズにし、効率的なサービス提供を可能にする潜在能力を持っています。

具体的な活用方法としては、住民からの問合せの対応や情報提供、申請手続の案内などが挙げられます。ただし、AIの活用に当たっては、個人情報の適切な取扱いや人間の判断や温かみの必要性も考慮しなければなりません。そのため、AIの活用については慎重な検討を行い、適切な導入方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今、回答を頂きましたように、マイナンバーカードの普及であるとか行政手続のオンライン、そういったものが着々とというか、少なからずとも進んでいるのではないかと考えます。また、今後も広く、町民のために広げられていくことも考えられているのではないかなというふうに感じました。その辺は、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども言いましたマイナンバーカードの普及であるとかオンライン化、この辺ができることによって、速やかに今後も進めていただいて、その中で、その中というか、ひとつ、AI さくらさん、お聞きになられたことがありますでしょうか。名前だけ聞きますと、AI さくらさん、この自治体向けのAI さくらさんは、職員業務や住民サービスの自動化ができるAI ということだそうです。

県庁、市役所や公共交通機関などの業務自動化を実現。驚きましたけども、最高裁判所であるとかJRなど導入実績が多いということでもあります。これは近隣町でもその検討をされているところもあるようです。

本町においてこういったことを利用するというのを検討されてはいかがかと思しますので、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、問題点とか課題ですけども、このDXをちょっと見ておきますと、先ほどプロジェクトチームをつくってということとされているということですから、たけた人がいらっしやるんでしょうけども、DXを推進していく上でデジタル人材は不可欠なようです。

本町にも優秀な職員の方は多いと思いますが、デジタルに精通した人材というのは十分いらっしやるんでしょうか、不足はしていないんでしょうか。その場合だったらどのように補われるのかなど、これが1点と。

もう一つ、確かに、非常に注目を浴びている対話型AI に関してですけども、土曜日の日も、それから昨日も、この辺が、テレビ、報道のほうでも、報道というか、テレビのほうでもありましたけども、対話型AI に関しては、対話型AI をはじめとする生成AI が注目されており、報道でもありました。先月末に福岡県庁内に生成AI 検討プロジェクトチームを発足し、5月29日に第1回会合が行われたということです。

これは、私、電話で聞いたんですけども、この辺、ガイドラインという一つのものになるらしいです。利用するメリット・デメリットというところを、この辺がまとまっていけば各市町村のほうに説明会を行いますというような御返事でした。この辺のところを、案内があれば、取り組むという話であれば、聞きに行っていたきたいなと思います。

もう一点、それと、先月末に行われた政府の有識者会議、AI 戦略会議では、この生成AI の想定される具体的なリスクの一つとして、学校現場における取扱いが提示されております。読売新聞か何かに出ておりましたけども、しかし、その一方で活用が期待される分野として、医療や介護、行政、そして教育、これが挙げられています。

本町の学校において、個別最適化など、このような生成AI を利活用するお考えというのはないものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 今のは通告に入っていないので、そこまで調べていませんけども、今あな

たの質問の、3つほどありましたけど、利用についての再質問と、デジタル化に精通者はいるのかと、それから、対話型AIのメリット・デメリット、これを利用してくださいということですね。

国のあれを、利用、対話型AI、メリット・デメリットありますけども、必要とあれば、それを国のあれを利用してくださいということですね。

○議員（7番 川口 満浩） そうですね。AIさくらさんというのがありますから、その辺を検討されないのかなと、人材と……。

○議長（松山 力弥） そしたら、町長、2問ほど、利用についてと、デジタル化に精通者はいるかと、そこら辺をお願いします。平松町長。

○町長（平松 秀一） プロジェクトチームの話ですけども、以前の議会で、これからは行政職というのは、事務系には非常に強い、精通した優秀な職員がいます。ところが、今、要するに、AI、AIと言っていますけども、このDXに関しても、それを構築する能力というのはありません。それだけのスキルがありません。

ですから、そういった人たちについては、ふるさと納税にしても、カーボンニュートラルにしても、このDXにしても、お金がかかっても外部から招聘して、その人の知識を生かしながらプロジェクトチームをつくってやっていくと言ったでしょう、覚えていらっしゃるよ。

だから、今回のDXについても、ふるさと納税で外部招聘したDMM.comの職員さんはDXにも詳しいです。いろんな企業とかいろんなところにもネットワークを持っていますので、そこのプロジェクトチームの中に入れていただいて、外部からのいろんな情報とか、そういったものを構築するために外部から招聘しているという、事実的にそうなっているということです。

それと、AIさくらさんの話なんですけども、これまだまだですね。確かにお金を持っていまするところとか、いろんなところは、要するに市民向けのパフォーマンスでなさっている状況だと思います。

今、議員がおっしゃったように、県も検討委員会をつくったんです。このAIで不利益を被ったときに法的にどうなるんだと、それぞれ整備されていないわけです。

学習能力を持ったAI、きれいな顔をしたとか、カッコいい男性のAIがいて、いろんな質問に答えてくれるんでしょうけども、それはインプットされた情報によって学習していくわけですよ。

そうすると、地方自治体、基礎自治体の須恵町の窓口で、来られたお客さんが、それが本当にいいのかというと、まだまだね、議員はこういうものをよく提案していただけるんですけども、これはまだ検討する段階であって、DXについては検討に入っています。AIについては検討す

る前ですよ。

しばらく静観してみて、県がその方針を決めて、恐らく古賀とか福岡市がやります、真っ先に。その情報を集めて、須恵町においてA Iがどれだけ有用なのか、有能なのか、やってもいいのか、試験的にやるのかという判断をしていったほうが私はいいと思います、これは。かなりの財政負担がかかります、これはですね。だからすぐ手を出す話じゃないと思っています。

だから議員がおっしゃった質問に対して駄目だと言っているんじゃないですよ。今はまだ静観しておくほうがいいんじゃないかなと。DXに関しては今動き出しています。その流れの中に、このA Iが入ってくる、学習能力を持った形がいろんなサービスに出てくる。

ただ、これをやると、データで出ているのが4割か5割ぐらいある。人の仕事が減るんですよ、間違いなく。サービス業の分野で。

今でもそうですけども、皆さんレストランに行かれたら、男女差別するわけじゃないけど、ウェーター、ウェイトレスがいなくて、機械が来て、何番テーブルですね、料理は何なんですね、取ってください、取られたから戻りますって、あれA Iですよ。世の中あんなものばかりになっていくとしたら、要するに、人との触れ合いとかですね、基礎自治体というのはそういうことを考えないかんとします。

だから、便利になったらいだけじゃなくて、そこに町民の感情とか、町民の人たちがどう思われるのか、そこまで慎重に考えて、やるときは、ほかのデータを頂いて一番いい形でやるのがいいのかなと思いますので、答えになっていないと思いますけども、A Iさくらさんについては、今言ったような内容で。

技術者についてはもう入れています。これでもっと必要になれば入れます。その財源については、いろんな形で、補助金もあるでしょうけども、そのために企業版ふるさと納税とかやっていますよ。今は、子どもの教育支援で企業版ふるさと納税をやってもらっています。

ただ、A Iに特化して、そういったコンピューター関係の大きなところとチームを組んで、企業版ふるさと納税で、その研究費を集めているんですというやり方もあります。ただ、今はそこまでは行かないほうがいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今、町長がお話しされましたように、私も県のほうに確認したときに、今、政令指定都市の福岡市と北九州市は、こういったことを活用していくようなことで話が出ておりました。ほかの市町村で、こういったA Iとか対話型とかというものをやっているところは、なかなかないような話でございました。

先ほど、外部から入れるということで、確かにそういう話をされてあったのだと、そういう

ことで着々と進んでいるのだなというふうに感じているとでございます。

今のDXに関しまして、これをいろいろ見ておりましたが、なかなか難しいというか、掘り下げていくと大変なんだなと、でも、それが必要なんだなというふうには非常に感じております。

自治体のほうでも、これを成功させるためには、町長が、誰かが陣頭指揮を取って、さあついでこいと言っても、そこだけで盛り上がっても絶対成功するものではないと。

これは、その自治体全員がそういうモチベーションを持って、そういう気持ちを持って取り組まないと、ごく一部のところで何かやっているというのでは、なかなか成功はしませんよみたいなことがちょっと書いてあったりしましたので、皆さん職員の中には、こういう話、こういうことを進めているということが浸透しているものではないかなと思いますので、改めてその辺を、町長のほうからも職員全員の方に、同じ方向を見て、例のWBCではないですけども、一つの方角に向かって取り組んでいただきたいというふうに感じるところでございます。

先ほど、生成AIということで、これは質問にはできなかつたんですけども、今後、教育関係には、この辺のところをさらに取り組んでいただきたいと思いますので、改めてこの辺はまた考えてお話をさせていただこうと思います。

最後になりますけども、私、今日朝、議長室のほうに行きまして、これと違う話をさせてもらってもいいですかということで話をしておりましたら、町長が既に、先ほど2回ほど同じことを言われたんですけども、須恵中央、ここは住みやすい街ランキングの9位、先ほど町長も言われましたけども、私これを言って、非常に誇りに思っていますということを書いて終わろうと思ったんですけど、先に言われてしまったもんですから。

今後、社会環境の急激な変化の中でも、住民が健康で文化的な生活を送るために、本町には安定して持続的な形で利用者視点に立ち、利便性のある行政サービスを提供することが求められると思います。

業務の効率化や職員の単純事務作業などからの開放により、人でなければ遂行できない業務に集中できる環境を整えることに対して全力で取り組んでいただきたいと思います。これで、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時35分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月15日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時24分散会

議 事 日 程 (第3号)

令和5年6月15日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第29号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第35号 名誉町民の推戴について
- 日程第 7 議案第45号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 9 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第29号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第35号 名誉町民の推戴について
- 日程第 7 議案第45号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 9 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

日程第11 議員の派遣について

出席議員（13名）

1番	平山諭	2番	川原幸治
3番	白水春夫	5番	男澤一夫
6番	稲永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	税務課理事	合屋真由美
総務課長	諸石豊	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
税務課長	中牟田健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	会計管理者	横山剛
健康増進課長	舩本直明	学校教育課長	吉本孝治
ふるさと応援課長	船井弘喜	子育て支援課長	稲岡慎太郎
社会教育課長	伊藤泰彦	上下水道課事業課長	岩崎勝
上下水道課管理課長	権藤武範	総務課参事	黒川忠敬
総務課課長補佐	石津伸篤	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。いよいよ6月定例会も最終日となりました。昨日は、学校経営説明会、御参加いただき、ありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億5,583万円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。質疑として、歳出の3款1項に係る国民健康保険特別会計繰出金において、出産育児一時金の減額を問うものがありました。

回答は、前年度31件の出産が令和4年度15件となり、決算見込みによる減とのことでした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第29号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第2. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億5,164万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,680万円とするものです。

6ページ、歳入の主なもの、1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから2,862万円の減額です。

4款1項県補助金は、歳出の保険給付費の減額及び普通交付金、特別交付金の確定により、1億3,584万8,000円の減額です。

8ページ、5款1項他会計繰入金は、年度末の収支見込みにより968万円の増額で、内訳は、4節出産育児一時金繰入金532万円の減額と、6節その他一般会計繰入金については、歳入の国民健康保険税の減額と歳出予算補正により、1,500万円の増額となっています。

7款1項延滞金、加算金及び過料は、決算見込みにより104万6,000円の増額、3項雑入は、一般被保険者返納金の決算見込みにより210万円の増額です。

10ページ、歳出は、全て決算見込みによる減額補正です。

2款1項療養諸費1億1,811万3,000円の減額、2項高額療養費2,068万3,000円の減額、4項出産育児諸費798万円の減額。

12ページ、6項傷病手当金31万7,000円の減額、6款2項特定健康診査等事業費279万1,000円の減額は、12節委託料の不用額の減額です。

8款1項償還金及び還付加算金26万5,000円の減額、9款予備費、不用額149万3,000円の減額です。

質疑として、出産育児一時金の減額について、対象者数、金額の質疑に、国保被保険者の出産件数は、令和3年度31件でしたが、令和4年度15件と減少しています。出産育児一時金は、令和4年度1人当たり42万円、3月の条例改正で、令和5年度から50万円となりますとの回答でした。

その他一般会計繰入金の増額理由の質疑に、収納率が伸びなかったことにより収納額が思ったより少なかったこと、県全体の医療費が上がったため、県から支給される医療費に充てる保険給

付費が少なかったことによりますとの回答でした。

特定健診委託料の減額理由の質疑に、予算は受診率が伸びることを期待して計上しており、実際は前年度と変わりなく、実績による減ですとの回答がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第3. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第31号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第31号令和4年度須恵町公共下水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、総務建設委員会の審査報告を行います。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億369万9,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしています。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項1目公共下水道事業費負担金200万円の増額補正です。1節現年度分受益者負担金は、決算見込みによるものです。

5款1項1目一般会計繰入金600万円の減額補正です。1節一般会計繰入金は、収支調整によるものです。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

2款1項1目公共下水道事業費100万円の減額補正です。21節補償補填及び賠償金100万円の減額は、公共下水道施設整備事業における公共下水道築造工事に伴う補償費で、執行残のため減額です。

2款1項2目下水道維持管理費300万円の減額補正です。10節需用費300万円の減額は、公共下水道維持管理事業における修繕料での執行残のための減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第31号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第4. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたものです。

今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について、新旧対照表において説明いたします。

8ページをお開きください。

第34条の9第2項につきましては、源泉徴収された配当割額から、株式譲渡所得割額がある場合に、森林環境税への充当を行う改正です。

第36条の3の2第2項につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年申告した申告書の記載事項が前年より変更がない場合は、異動ない旨の記載で済むように簡略化を定めるものです。

その他、項ずれによる反映です。

次の9ページをお願いします。

第38条第3項につきましては、森林環境税の導入に伴い、個人の町民税の徴収方法等について、森林環境税と均等割を一緒に賦課徴収を行う追加です。

次の10ページをお願いします。

第41条につきましては、森林環境税の導入に伴い、納税通知書について、個人住民税と森林環境税額との合算額の記載を行う改正です。

第44条につきましては、森林環境税の導入に伴い、町民税の特別徴収について、徴収する個人住民税に森林環境税を含める改正です。

第4項を除く第1項から、次の11ページの第6項につきましては、文言の整理を行っております。

次の12ページをお願いします。

第46条については、施行規則様式の新設に伴う改正で、追加された様式は共通納税に対応したe1-QRの記載に対応しております。

第47条第2項につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、給与特別徴収から普通徴収になった場合、森林環境税を普通徴収へ繰り入れることや、既に徴収している税額をほかの未納金へ充当を行う改正です。

第47条の2につきましては、森林環境税の導入に伴い、公的年金等個人の町民税の特別徴収について、年金特別徴収に森林環境税を含める改正です。

その他、文言の整理を行っております。

続きまして、13ページをお願いします。

第47条の6第2項につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、年金特別徴収が税額変更等で過納になった場合に、森林環境税をほかの未納金に充当する改正です。

次の14ページをお願いします。

第48条第1項、第5項と、次の15ページになります。

第50条については、施行規則様式の新設に伴う第46条と同様の改正です。

第82条第1項第1号エについては、軽自動車関係の種別割の税率について、特定小型原付（電動キックボード）の車両区分規格の改正です。

次の16ページをお願いします。

第98条第1項、第5項と、次の17ページをお願いします。

第101条については、施行規則様式の新設に伴う第46条と同様の改正です。

附則第8条につきましては、肉用牛の売買所得についての課税特例を、令和6年度までの適用期限を令和9年度まで延長する改正です。

附則第10条については、令和3年度の改正において、法附則第64条を削る改正の規定が、令和5年4月1日より施行されるために、文言の整理を行っております。

18ページから20ページになります。

附則第10条の2については、第27項で家屋に係る固定資産税の減額措置として、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年分の家屋に係る固定資産税の3分の1を減額すると新規に定めるものです。

その他、第3項から第25項については、項ずれによる反映です。

附則第10条の3第12項については、家屋に係る固定資産税の減額措置として、大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について、新規に定めるものです。

第12項の新設により、第13項、第14項につきましては、項ずれによる反映です。

次の21ページをお願いします。

附則第10条の4第2項につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例期間を、令和5年度及び令和6年度まで延長する改正です。

附則第10条の5第2項につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例期間を、令和5年度分及び令和6年度分まで延長とする改正です。

附則第10条の6については、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の住宅用地の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、新設に伴い、第1項から23ページの第4項まで、新たに規定を定めるものです。

附則第15条の2につきましては、感染症対策によって延長されていた消費税引上げに伴う軽自動車税の環境税性能割臨時的軽減措置の終了により削除するものです。

附則第15条の2第4項につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について、燃費排ガス試験の不正を行った場合、不足した環境性能割税額の納税義務者をメーカーとするとともに、加算割合を10%から35%に引き上げる改正です。

附則第15条の6第3項につきましては、附則第15条の2と同様に、環境性能割の臨時的軽減措置の終了により削減するものです。

24ページから26ページをお願いいたします。

附則第16条の第3項から第4項につきましては、軽自動車の種別割のグリーン化特例について、環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から、特例の期限を3年（一部車両は2年）延長とする改正です。

その他、項ずれによる反映です。

附則第16条の2、附則第16条の改正に伴う文言の整理を行い、第3項については、附則第15条の2第4項と同様の改正です。

次の27ページをお願いいたします。

附則第17条の2第1項、第2項につきましては、優良宅地などの譲渡所得に係る適用期限について、令和8年度まで延長する改正です。

附則第25条の第1項につきましては、感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、次条がないため文言の整理を行っております。

6ページに戻っていただいでの附則です。

第1条で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、第1号から第3号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。

第2条、7ページの第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

質疑として、第34条の9第2項、森林環境税の税額は1件幾らかとの質疑に対し、1件1,000円で納税義務者のみで納める税額は、変わらず内訳のみの変更との答弁がありました。

マンションの大規模改修工事を実施した場合に、資産価値が上がるのに固定資産税が下がるのかという質疑に対して、附則第10条の2、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合、修繕工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税の税額の3分の1を減額すると新規に定められましたとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第5. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

議案書3ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条、課税額です。第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に改正するとしています。これにより、国保税全体の上限額が合計102万円から104万円に引き上げられることとなります。国において、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げる方針が定められたことに基づく改正で、昨年に引き続いての引き上げです。

引き上げによる影響を令和4年度の課税情報で試算したところ、限度額が上がったことで限度額超過から除外される世帯が5世帯、保険税額は5万6,200円増える試算結果となっています。

第25条については、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げです。保険税の軽減は、所得が低いほうから7割、5割、2割軽減の3段階があり、軽減の算定式中、被保険者等の数に乘じる金額が5割軽減では28万5,000円から29万円に、2割軽減では52万円から53万5,000円に引き上げられました。7割軽減は変更ございません。

今回の見直しによって、2割軽減から5割軽減に移行する方は17世帯、新たに2割軽減に該当する世帯が20世帯という試算結果になっています。

議案書の2ページ、附則です。

第1項で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

質疑として、変更の周知についての質疑に、既に納付書での通知とホームページで周知されているとの回答でした。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑成なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第6. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第35号名誉町民の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第35号名誉町民の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

名誉町民に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字植木1874番地の3、氏名、中嶋裕史、生年月日、昭和23年5月9日（75歳）。

提案理由は、須恵町表彰条例第3条の、本町に20年以上の住所を有したことがあるもので、町の行政、産業及び経済等の発展もしくは学術、芸芸及び教育の文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受ける者に該当することから、名誉町民に推戴するものです。

功績として、教育行政では、就学前児童が統一的な教育を受けることができるよう、平成19年に幼保連携型の認定こども園「アザレア幼児園」を開園し、健康で心豊かな子どもを育てるため、乳幼児保健活動の充実、幼稚園・保育所の一元化の推進、小学校教育との連動などに取り組み、保護者のみならず地域全体で育む教育基盤を創造し、充実を図る先進事例となりました。

さらに、増加を続ける就学前児童の保育・教育の場に充実を図るため、私立認定こども園を誘致して、待機児童の解消の一助となりました。

学校教育においては、ゆとりあるきめ細やかな教育活動を通じて、一人一人の子どもに生きる力、確かな学力を身につけるため、小中学校に2学期制を導入し、ゆとりある授業時間を確保することにより、基礎・基本の確かな定着を図る時間を通して、遅れがちな子どもの指導が可能になりました。

校区コミュニティにおいては、地域づくり、まちづくりのため、学び・社会参加・社会貢献が円滑に行える環境の整備を積極的に行い、教育に関する分野だけでなく、地域防災・環境保全・福祉など、役割は年々多岐にわたって多大な効果を上げており、地域住民がアイデアを持ち寄り、特色あるまちづくり活動を行う先進事例として高く評価されています。

道路交通行政では、九州自動車道の福岡インターチェンジと太宰府インターチェンジの出入り交通量の分散化や周辺地域の交通の円滑化のために、須恵パーキングエリアに一旦停止型のETC専用の仮出入口を設置した社会実験の実施から、人口の問題や交通の問題、用途指定の問題などの解決に力を注ぎ、平成18年、須恵スマートインターチェンジの本格運用に大きく貢献されました。また、スマートインターチェンジの周辺の道路整備において、県道志免須恵線の延長

1. 1メートルの早期着工に尽力し、平成25年9月に全面開通して、須恵町の交通の流れが大きく変わったことにより、大規模商業施設の出店や利便性が向上したことが人口の増加につながり、周辺地域の経済に大きな効果をもたらしました。

経歴につきましては、中嶋氏は、昭和43年須恵町に奉職して以来、健康課課長、教育委員会社会教育課課長、同学校教育課課長を歴任し、また、平成13年、須恵町教育委員会委員に推され、教育長として町政の枢機に参画されました。平成14年に初当選を果たし、町長に就任され、平成30年4月までの4期16年の長きにわたり、町長として卓抜なる識見を持って行政手腕を遺憾なく発揮されました。

町長在任中は、福岡県町村会副会長を務め、全国公民館連合会会長や日本道路協会監事、日本治山治水協会理事など要職を務められ、須恵町のみならず地方自治の発展に大きく貢献されました。

以上、採決の結果、全員賛成で同意としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号名誉町民の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,945万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,993万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、歳出の2款1項の栄典表彰事務について数件の質問がありました。ただいまの議案第35号の関連です。質疑の前に、本件の予算計上に関しては全てが決定しているわけではないので、不用額を見越して大きめに設定しているとの説明がありました。

祝賀会場についての質問に、前回、平成29年と同じ会場を予約したいが未定である。記念品の価格については、額装、記章などの贈呈を企画しているが、あつらえ品となるため、不足しない金額を計上しているとの答弁でした。

参加希望の方を増員する対応は検討しているかという質問には、検討の余地はあるが、前回同様の参加人数で進めてまいりたいという答弁でした。

意見としての発言に、70周年記念行事でもあり、特に功績の大きい方であることは皆周知している。もっと盛大にすることも考えていいのではというものがありました。

2款3項の個人番号カード交付事務についての質問で、国のほうで口座のひもづけなどのトラブルがあるが、須恵町ではどうかというものに対し、他人の口座にひもづけされる事案は起こっていない。いわゆる家族口座の13万件については、個人がスマホで登録しているので、町で把握できない。誤登録が推定されるものは、国のほうから通知が行くことになっているとの答弁でした。

マイナンバーカードの交付状況を問うものに対し、5月末で申請率89.9%、交付率81.3%、福岡県内3位との答弁でした。

3款1項の価格高騰緊急支援金事業について、給付件数と申請なく未給付になった件数を問う質問に、対象の世帯数3,476世帯に対し、給付件数2,916世帯との答弁でした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第45号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に入ります前に、選考委員長に選考委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） それでは、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の候補者の選考について、選考委員会の報告をいたします。

6月9日、当初本会議終了後、正副議長、両常任正副委員長の6名により、選考委員会を開催いたしました。

選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和5年7月11日をもって任期満了となることから、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する、次の者を選考いたしております。

氏名を読み上げますので、よろしく願いいたします。

なお、敬称と住所は省略させていただきます。

まず、選挙管理委員会委員候補に、南里國秀、百田忠一、今泉洋行、田原重美、補充員候補に、松林龍美、山下功、黒岩政信、今泉英明、以上の方々でございます。

任期は、令和5年7月12日から令和9年7月11日の4年間となっております。

なお、選挙の方法は、指名推選で行いたいと考えております。

以上、選考委員会の報告を終わります。

日程第8. 須恵町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第8、須恵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

須恵町選挙管理委員会委員に、南里國秀君、百田忠一君、今泉洋行君、田原重美君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を、須恵町選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました南里國秀君、百田忠一君、今泉洋行君、田原重美君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第9. 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第9、須恵町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

須恵町選挙管理委員会補充員に、松林龍美君、山下功君、黒岩政信君、今泉英明君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を、須恵町選挙管理委員会補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました松林龍美君、山下功君、黒岩政信君、今泉英明君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位は、ただいま議長が指名した順にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は、松林龍美君、山下功君、黒岩政信君、今泉英明君、以上の順位に決定しました。

日程第10. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より、議会運営について、総務建設産業委員会より、消防訓練活動について、文教厚生委員会より、認知症の基礎知識及び対応のポイントについて、以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第11、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここで、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時10分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和5年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時52分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 3 番 白 水 春 夫

署名議員 5 番 男 澤 一 夫